

第4期木更津市地域福祉計画

令和4年3月

木 更 津 市

はじめに



本市では、平成19年（2007年）3月に「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」を基本理念とする『木更津市地域福祉計画』を策定して以降、5年ごとに計画を更新し、地域住民、事業者、行政、社会福祉協議会などの協働により地域福祉の推進を図ってまいりました。

一方、地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や単身世帯の増加等に加え、ライフスタイルや価値観の多様化、住民同士のつながりの希薄化など大きく変化しています。

また、8050問題やダブルケアなどの福祉課題のほか、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域で互いに助け合い、支え合う活動に多大な影響を与えるなど、複雑化・複合化した課題が増加し、既存の制度の枠組みでは対応が困難となってきています。

そのような状況を踏まえ、このたび、第3期計画までの基本理念を継承しつつ、より一層の地域福祉の推進を図るため『第4期木更津市地域福祉計画』を策定しました。

本計画に基づき、市民の皆様に寄り添い、誰も取り残さない安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、一人ひとりが生きがいを感じることができる地域共生社会の実現を目指してまいります。

計画の推進にあたりましては、これまで以上に行政と市民、事業者、関係機関・団体等の皆様がネットワークを強化し、協働・連携して取り組むことが重要となりますので、皆様のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました地域福祉推進委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、ご協力いただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年（2022年）3月

木更津市長 渡辺 芳 邦

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節. 地域福祉の趣旨と計画策定の意義	1
1. 地域福祉をどのように捉えるのか	1
2. 地域福祉計画策定の趣旨	2
3. 地域福祉をめぐる国の動向	3
4. SDGsを踏まえた計画の推進	4
第2節. 計画の目的・位置づけ	5
1. 計画の目的	5
2. 地域福祉の対象	6
3. 地域福祉推進の担い手	6
4. 計画の位置づけ	7
第3節. 計画の策定体制と計画期間	10
1. 計画の策定体制	10
2. 計画の期間	10
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	11
第1節. 木更津市の現状	11
1. 人口・世帯の推移	11
2. 少子高齢化の状況	13
3. 健康・医療の現状	14
4. 要介護・要支援者の状況	17
5. 障がいのある人の状況	19
6. 生活困窮者の状況	22
7. 高齢者世帯の状況	25
8. 木更津市の福祉関係予算の状況	26
第2節. 住民意識調査の結果と調査結果からの課題	27
1. 住民意識調査の目的	27
2. 調査の概要	27
3. 調査の結果(概要)と調査結果からの課題	27
第3節. 地区懇談会・福祉団体等ヒアリングの結果と課題	30
1. 地区懇談会の目的	30
2. 地区懇談会の結果とそこから見えてくる課題	31
3. 福祉団体等ヒアリングの目的	33
4. 福祉団体等ヒアリングの結果とそこから見えてくる課題	33
第4節. 福祉施策の現状と課題	34
Ⅰ. 地域の生活課題に対応したサービス	34
Ⅱ. 地域での助け合い・支え合い	37
Ⅲ. 地域福祉を支える人材の育成	39
第5節. 第3期地域福祉計画の評価	41
1. 第3期地域福祉計画について	41

2. 取り組みの評価	41
第3章 計画の基本理念と目標	42
第1節. 基本理念	42
第2節. 基本目標	44
第3節. 木更津市の福祉圏域(日常生活圏域)	47
第4章 地域福祉計画の取り組みの方向性と展望	50
Ⅰ. 住みよいまちづくりの土壌を創ろう！	50
～地域の生活課題に対応した施策の充実と相談体制の構築～	50
Ⅱ. 風とおしのよいまちを創ろう！～地域での助け合い・支え合い～	67
Ⅲ. 「これから」を支える人を育てよう！	71
～地域福祉を支える人材の育成～	71
第5章 木更津市成年後見制度利用促進計画	74
第1節. 計画の概要	74
1. 計画策定の趣旨	74
2. 計画の位置づけ	74
第2節. 木更津市の現状	75
1. 木更津市の現状と課題	75
2. 現在の取り組み	75
第3節. 基本理念	76
1. 法の基本理念	76
2. 本市の基本理念	76
第4節. 基本施策	77
1. 基本施策	77
2. 施策の展開	78
第5節. 計画の推進体制	79
1. 計画の推進体制	79
第6章 木更津市重層的支援体制整備事業実施計画	80
第1節. 重層的支援体制整備事業の実施について	80
第2節. 新事業について	80
第3節. 計画の具体的内容について	81
第4節. 計画の期間	85
第7章 計画の推進について	86
第1節. 計画の推進体制	86
第2節. 計画の進行管理	86
資料編	87
【用語の解説】	88
第4期木更津市地域福祉計画策定スケジュール	90
木更津市地域福祉推進委員会委員名簿	91
附属機関設置条例	92

・巻末に解説がある用語について、※を付けました。

第1章 計画策定にあたって

第1節. 地域福祉の趣旨と計画策定の意義

1. 地域福祉をどのように捉えるのか

地域福祉とは、一人ひとりすべての住民同士の絆・つながりを大切にし、お互いの支え合い・助け合いのしくみやネットワークを作っていくことで、誰でもみんなが共生しながら暮らすことのできる地域社会の形成に向けて、一人ひとりが主役となり、誰もがよりよく生きることのできる、住みやすいまちづくりの活動を進めることです。

その意味で地域福祉は「福祉サービスを必要とする地域住民」のためのものであるだけでなく、そこに暮らす誰もがそうした人々を受け入れていくことのできる自分自身へと自らの意識を変え、地域を変えていくためのものでもあるということが出来ます。

地域福祉は、戦後日本の社会福祉法制の基本法ともいえる社会福祉事業法のもとでは、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉等の対象者別の縦割り福祉に属さない「その他」の福祉のことを指すと長いこと考えられてきました。

しかし、平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法へと名称も含めて大きく改正され、「地域福祉」という考え方が初めてきちんと位置付けられました。社会福祉法は、地域福祉の推進を図ることがこの法律の目的であり、市町村社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であるとともに、その第4条で「地域福祉の推進」として明記し、生活上の課題・困難・障がいを抱えている人々も含めて地域に暮らすすべての人々を、地域社会を構成する大切な一人として受け入れ、社会参加の機会を保障していく、そうした地域社会の実現を目指して、地域住民を始めとするすべての関係者が協力・協働して地域社会を変えていくべきことを宣言しました。

平成30年の改正社会福祉法では、①住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実、が図られることになり、また、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」(第4条第1項)に加えて、新たに「推進方策」として支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び「関係機関との連携等による解決が図られることを目指すこと等が規定されました。

【社会福祉法】(地域福祉の推進)

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

2. 地域福祉計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に「第1期木更津市地域福祉計画」を策定して以降、住民を「ひとりの生活者」としてとらえ、だれもが自分らしく、よりよく生きることができるよう、地域住民や社会福祉法人、福祉事業者、ボランティア団体、NPO、行政や各種専門機関などが協力して、地域全体で日常生活上の不安の解消を図り、だれかの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意思で様々な社会活動に参加できるような仕組みづくりを推進してきました。

しかし、少子高齢化、核家族化の進行、価値観の多様化など社会状況が大きく変化するなか、家族や地域におけるお互いの支え合いや助け合いの関係が希薄となり、子育て機能の弱体化、児童・障がい者・高齢者への虐待、配偶者や恋人からの暴力(DV)、不登校や引きこもり、生活困窮、自殺などの様々な問題を提起し、しかもそれらの諸問題が複雑に絡み合っているという事態をも引き起こすなど、対象者ごとに整備されてきた縦割りの制度では対応困難な事例が増えてきています。

このような社会情勢の中では、従来からの高齢者・障がい者・児童といった属性別・縦割りの福祉サービスだけでは支援しきれない、制度の隙間に落ち込んでいる人々が数多く見受けられます。また、これまでの概念の福祉対象者には当てはまらないけれども、しかし、様々な暮らしにくさの中で応援を必要としている多くの人々への支援の取

り組みも不可欠なものとなってきました。そのためには、これまでの属性別・縦割りの法制度上の支援を充実させるばかりでなく、まだ制度化されていないような地域の人々の任意で、自主的な取り組みも地域みんなでつくりだし、大いに盛んにして、制度的なサービスと非制度的なサービスをともに十分に活用・連携させる仕組みづくりへの取り組みが大切になってきます。

このような状況の中、令和3年度で「第3期木更津市地域福祉計画」の計画期間が終了し、さらなる地域福祉の充実を図るため、令和4年度から令和8年度までの5年間で計画期間とした「第4期木更津市地域福祉計画」を策定します。

3. 地域福祉をめぐる国の動向

①生活困窮者※¹自立支援法【平成27年4月施行】

生活困窮者自立支援法は、社会保障制度と生活保護制度の間に第2のセーフティネットを張り巡らそうとするもので、これまでは福祉サービスの対象にはされていなかったものの、社会的孤立や社会からの排除、そして貧困などのために暮らしのうえで様々な困難に直面している人々を受け止め、自立を支援しようとする制度であり、同時に、生活保護を受給している人々の自立支援も積極的に進めようとする制度です。主に対象となるのは、所得の低い非正規雇用労働者やひとり親家庭、ニート、引きこもり、高校中退者や不登校者などです。これまでは生活に困窮していても相談を受け止める窓口がなかった、あるいはどこに相談に行ってもよいかわからなかった人々をただ役所の窓口で待ち受ける傾向がありましたが、これからは担当者が積極的に向かい合い、行き、なおかつ、“たらい回し”にすることなくワンストップで受け止め、相談支援を行っていくこととしました。

②「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表【平成27年9月】

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（以下、「新福祉ビジョン」）は、相談支援体制の現状と課題として家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへの対応が必要なことをあげ、その解決のためには「すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）が不可欠である」としました。

平成28年6月には、この「新福祉ビジョン」をも取り込んだ「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、同年7月、厚生労働省はこの閣議決定を踏まえた「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げ、平成29年2月に「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を取りまとめ、公表しました。

③改正社会福祉法【令和3年4月施行】

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等が盛り込まれました。

	国の主な動き
平成 12 年	・社会福祉事業法が社会福祉法へ改正
平成 27 年	・生活困窮者自立支援法の施行 ・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表
平成 28 年	・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」設置 ・成年後見制度 ^{※2} の利用の促進に関する法律の施行
平成 29 年	・「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」公表
平成 30 年	・改正社会福祉法の施行 ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行
令和3年	・改正社会福祉法の施行

4. SDGsを踏まえた計画の推進

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた、すべての国が令和 12 年までに達成すべき世界共通の目標です。17 のゴールとそのゴール毎に設定された 169 のターゲット及び指標から構成され、「誰一人取り残さない(No one will be left behind)」という考え方の下、持続可能な開発の3側面である「経済」・「社会」・「環境」を統合的に捉え、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を構築することを目標としています。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。市や社会福祉協議会では、SDGsの理念や目標を意識し、本計画に掲げる取り組みや事業を推進していきます。



第2節. 計画の目的・位置づけ

1. 計画の目的

すでに第1節で述べたように、「地域福祉とは、一人ひとりすべての住民同士の絆・つながりを大切にし、お互いの支え合い・助け合いのしくみやネットワークを作っていくことで、誰でもみんなが共生しながら暮らすことのできる地域社会の形成に向けて、一人ひとりが主役となり、誰もがよりよく生きることのできる、住みやすいまちづくりの活動を進めること」です。地域福祉計画は、それを実現するための取り組みを示す計画です。

今日の福祉ニーズは、少子高齢化の進行や価値観の多様化、家族形態の多様化などにより、日常生活の場である地域において、身近な困りごとや生活のしづらさなど、何らかの支援や支え合いを必要とする様々な生活面での課題(暮らしのニーズ)へと拡大してきています。

このように多様化し、増大・普遍化する「暮らしのニーズ」への対応については、全国的に統一されている制度である社会保障(共助)や公的扶助・社会福祉サービス(公助)で対応するとともに、「地域・近隣でのお互いに助けたり、助けられたりする関係(互助)」も同時に充実させ、生活課題を解決して誰もが暮らしやすいまちづくりを実現していこうというのが木更津市地域福祉計画の目的です。

したがって、本計画は、社会福祉法第107条の規定及びその後の国からの通知等も含めて、次の事項を明示します。

【社会福祉法】(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(新規)
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項(新規)

本地域福祉計画は、個別各分野の福祉計画の共通項を貫く上位計画であるとともに、本市の総括的・総合的な福祉計画です。

これまでの各分野の個別計画は、それぞれの各分野での推進を通して、市民・福祉団体・福祉事業者などが、各々の役割のなかで、「お互いに力を合わせる」関係をつくり、住民のボランティア・パワーと関係諸団体の活動や市の公的サービスとの連携のもとで、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推

進してきました。これからは地域福祉計画がこうした各分野の個別福祉計画の共通項を定め、本市の福祉が「住民と行政との協働による新しい福祉」を実現していく、その総括的・総合的なあり方・方向性を示していくこととなります。

2. 地域福祉の対象

地域福祉の対象者は、いわゆる「福祉の対象者」とされる要援護者＝「社会的弱者」に限らず、「多様な生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組む」本市に住むすべての人々が対象です。そこでは、支援を必要とする高齢者や障がいのある人、その本人や家族はもちろん、地域のなかで孤立しがちな子育てに悩む親やその子ども、国籍、性別、年齢等にかかわらず地域に住むすべての人々の生活課題（暮らしのニーズ）を地域福祉の対象としてとらえ、広く地域住民みんなの自主的・主体的な取り組みで、誰もが幸福な生活を安心して送ることができるようになる地域社会の絆やしくみの構築そのものを地域福祉の取り組みとして目指します。

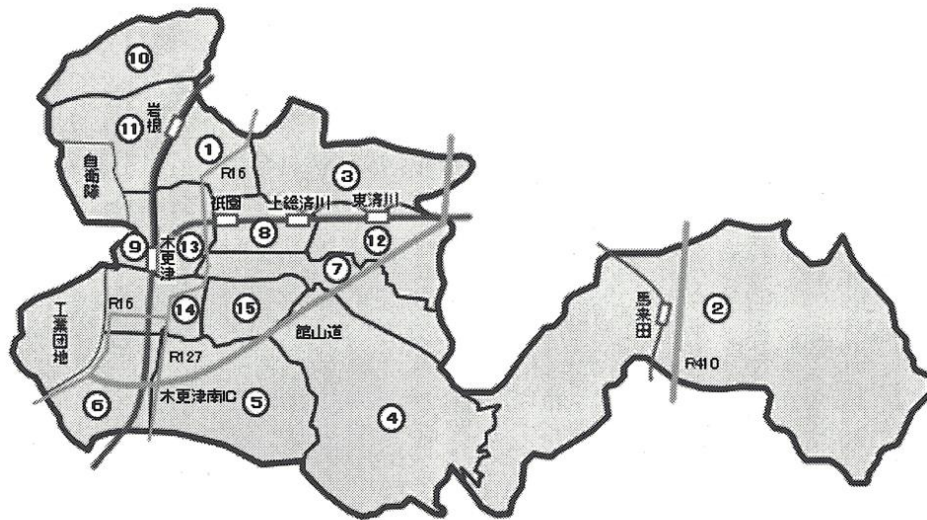
3. 地域福祉推進の担い手

前項のように地域福祉の対象を考えると、地域に暮らすすべての住民にとっての地域福祉は、地域の住民すべての人々の手によって支えられる福祉であり、すべての住民の皆さんの協力と理解、参加と行動で作られていくべきです。したがって、その担い手は、その地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動しているすべての人」です。

その中でも特に、地域住民、自治会・町内会、一般企業、商店街、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、学校、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉法人、社会福祉従事者（民間事業者を含む）、福祉関連民間事業者などの地域福祉を推進する住民及び団体で構成される市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、地区社会福祉協議会とともに、地域住民を主体とした福祉活動を推進することを重要な任務としています。これからも市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会を中心として、すべての住民・団体・企業等の総参加で地域福祉を推進し、誰もが暮らしやすく、幸せを感じることできるまちづくりを進めていきます。

この地区社会福祉協議会は、市社会福祉協議会が推進母体となって、住民参加による福祉のネットワークづくりのため、市内15地区に組織されており、それぞれの地区の実情に応じて民生委員・児童委員や自治会・町内会等が中心となって、住民とともに地域福祉活動を推進しているものです。

図表1 地区社会福祉協議会の状況(令和3年4月1日現在)



地区社会福祉協議会の区域

1	岩根東地区 社会福祉協議会	6	波岡西地区 社会福祉協議会	11	岩根西地区 社会福祉協議会
2	富来田地区 社会福祉協議会	7	太田中学校区 社会福祉協議会	12	清川地区 社会福祉協議会
3	中郷地区 社会福祉協議会	8	三中学区 社会福祉協議会	13	一中東部地区 社会福祉協議会
4	鎌足地区 社会福祉協議会	9	一中西部地区 社会福祉協議会	14	二小地区 社会福祉協議会
5	波岡東地区 社会福祉協議会	10	金田地区 社会福祉協議会	15	請西・真舟小地区 社会福祉協議会

4. 計画の位置づけ

(1) 根拠法令及び市総合計画等との関係

本地域福祉計画は、「魅力あふれる創造都市きさらづ～東京湾岸の人とまちを結ぶ躍動するまち～」を掲げる「木更津市基本構想」及びその下で策定された「第2次基本計画」を上位計画に位置付け、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、「成年後見制度利用促進計画」、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含しています。

(2) 保健福祉分野の個別計画との関係

本市では、これまで「健康きさらづ21」・「国民健康保険保健事業計画(データヘルス計画)」・「子ども・子育て支援事業計画」・「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計

画」・「木更津市成年後見制度利用促進計画」・「きさらづ障がい者プラン」・「自殺対策計画」を策定して、個々の計画に基づいた施策が展開されています。本計画は、こうした個別各分野の福祉計画の共通項を貫く上位計画であるとともに、本市の総括的・総合的な福祉計画です。

- ・健康推進分野

- 「健康きさらづ21」

- 「国民健康保険保健事業計画(データヘルス計画)」

- ・児童福祉分野

- 「子ども・子育て支援事業計画」

- ・高齢者福祉分野

- 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

- ・障害者福祉分野

- 「きさらづ障がい者プラン」

- (「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を含む)

- ・横断分野

- 「成年後見制度利用促進計画」

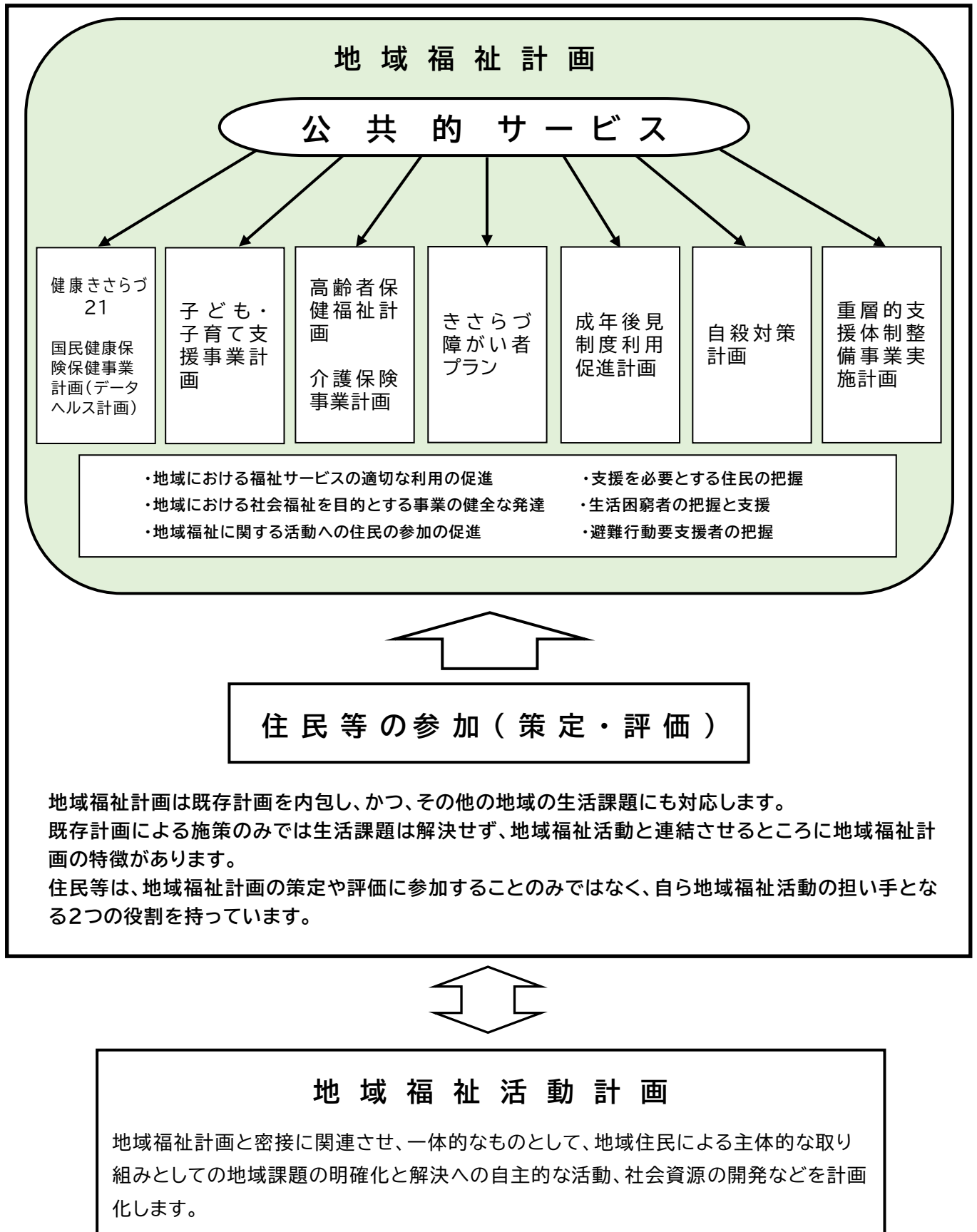
- 「自殺対策計画」

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づく行政計画で、地域福祉を推進する基盤や仕組みを行政の公的責任として明示する計画です。

一方、地域福祉活動計画は、市社会福祉協議会が中心となり、地域住民や自治会・町内会等の住民自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等の民間団体による地域福祉の推進を目指す自主的・自発的な行動計画(アクション・プラン)です。地域福祉活動計画は、地域福祉計画の理念の実現を目指し、具体的な地域活動を促進していく役割を持っており、地域福祉計画と相互に連携し、補完し合う関係にあります。

図表2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性



なお、策定にあたり基本とした視点は、次のとおりです。

1. 地域に密着した取り組みの推進

日常的な生活圏域での体制整備を重視すること。

2. 利用者主体の視点

福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること。

認知症高齢者や知的障がい者など暮らしにハンディを抱える市民の権利が擁護されること。

3. ネットワーク化の視点

福祉と保健・医療、教育、就労など多様なサービス提供者間のネットワークにより、福祉サービスが地域社会の中で効果的かつ効率的に供給されること。

4. 公民協働の視点

地域住民、企業・NPOなど、および行政・社会福祉協議会が互いに協力・協働して、地域福祉の推進にあたること。

5. 住民参加の視点

地域福祉の実現にあたっては、住民の自主的・主体的な取り組みを尊重し、様々な支援を図ること。

第3節. 計画の策定体制と計画期間

1. 計画の策定体制

本計画を策定するための「木更津市地域福祉推進委員会」は、P.91に掲載されている18人の委員によって構成され、令和3年6月に第1回委員会を書面開催し、具体的な検討を始めました。

計画原案の基礎とするために住民意識調査、団体ヒアリング、15地区の地区懇談会を実施し、地域の現状と課題の把握、改訂計画案への市民のみなさんの意見反映に努めました。

事務局としての市の担当課は、第3期計画についての評価や諸調査を踏まえて、推進委員会に提出する素案の検討を行い、計画素案の骨子案をまとめました。

推進委員会は、10月に計画素案を取りまとめ、市民の皆さんからのパブリックコメントを経て、令和4年3月に内容の確定をみたものです。

2. 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間を計画期間とします。なお、「木更津市地域福祉推進委員会」にて計画の進行管理を行い、進捗状況や社会情勢等の変化に応じて必要な見直しを行っていくものとします。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節. 木更津市の現状

1. 人口・世帯の推移

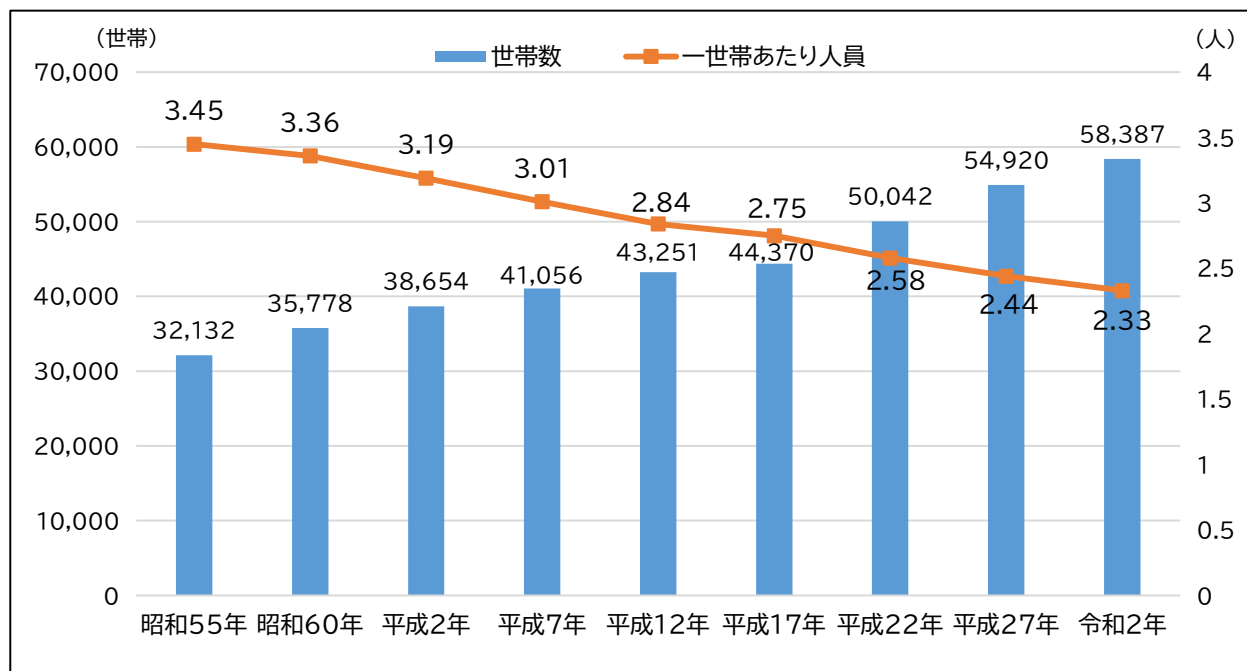
令和 2 年国勢調査によると、わが国の人口は約 1 億 2,615 万人で、前回国勢調査（平成 27 年）と比べ約 95 万人の減少となっており、また、都市部への人口集中と郡部等、地方の人口減少が現実的な問題となっています。

本市の人口は、平成 17 年までは減少傾向が続いていましたが、定住促進施策や東京湾アクアライン効果等もあって、増加傾向にあり、最新の国勢調査（令和 2 年）によると、136,116 人となっており、前回の国勢調査（平成 27 年）より、2,025 人増加しています。

また、世帯数は、最新の国勢調査（令和 2 年）によると、58,387 世帯で、前回の国勢調査（平成 27 年）より、3,467 世帯増加しています。しかし、1 世帯あたりの世帯人口は 2.33 人となっており、前回の調査（平成 27 年）の 2.44 人から更に減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

核家族化が進行すると、世代間の生活文化の継承が困難になったり、家庭内の支援する力が弱くなるなどの問題が生じ、それを補うことが地域の役割として求められています。

図表 3 世帯数と一世帯あたり人員の推移



出所：国勢調査

図表 4 人口の推移

年 次	世帯数 (世帯)	常住人口 (人)			人口密度 (人/㎢)	備 考
		総 数	男	女		
大正9年	1,833	8,551	4,225	4,326		第1回国勢調査
大正14年	2,006	9,436	4,574	4,862		第2回国勢調査
昭和5年	2,178	10,334	5,135	5,199		第3回国勢調査
昭和10年	3,298	15,776	8,234	7,542		第4回国勢調査
昭和15年	3,492	16,288	7,929	8,359		第5回国勢調査
昭和17年	5,844	33,817	18,224	15,593	611.7	11月3日市制施行
昭和22年	7,882	37,675	18,165	19,510	681.5	第6回国勢調査
昭和25年	7,906	37,901	18,124	19,777	685.6	第7回国勢調査
昭和30年	10,435	51,741	24,813	26,928	566.2	第8回国勢調査
昭和35年	11,252	52,689	25,639	27,050	576.6	第9回国勢調査
昭和40年	12,931	54,928	26,662	28,266	600.2	第10回国勢調査
昭和45年	18,947	73,319	36,615	36,704	796.3	第11回国勢調査
昭和50年	26,320	96,840	48,779	48,061	704.1	第12回国勢調査
昭和55年	32,132	110,711	55,561	55,150	799.9	第13回国勢調査
昭和60年	35,778	120,201	60,695	59,506	868.4	第14回国勢調査
平成2年	38,654	123,433	62,306	61,127	890.4	第15回国勢調査
平成7年	41,056	123,499	62,398	61,101	890.8	第16回国勢調査
平成12年	43,251	122,768	61,467	61,301	885.5	第17回国勢調査
平成17年	44,370	122,234	60,947	61,287	881.3	第18回国勢調査
平成18年	45,214	122,745	61,150	61,595	884.9	平成18年10月1日
平成19年	46,124	123,637	61,659	61,978	891.2	平成19年10月1日
平成20年	47,304	124,812	62,251	62,561	899.7	平成20年10月1日
平成21年	48,167	125,751	62,780	62,971	906.4	平成21年10月1日
平成22年	50,042	129,312	65,242	64,070	932.2	第19回国勢調査
平成23年	50,668	129,889	65,576	64,313	936.2	平成23年10月1日
平成24年	51,449	130,512	65,904	64,608	940.7	平成24年10月1日
平成25年	52,165	131,214	66,111	65,103	945.8	平成25年10月1日
平成26年	53,148	131,979	66,509	65,470	951.3	平成26年10月1日
平成27年	54,920	134,141	67,450	66,691	965.4	第20回国勢調査
平成28年	55,836	134,733	67,703	67,030	969.7	平成28年10月1日
平成29年	56,761	135,461	68,139	67,322	974.9	平成29年10月1日
平成30年	57,272	135,434	68,230	67,204	974.7	平成30年10月1日
令和元年	58,128	135,765	68,449	67,316	977.1	令和元年10月1日
令和2年	58,387	136,166	68,450	67,716	980.0	第21回国勢調査

※令和3年8月現在、本市の人口は135,898人（男性：68,495人、女性：67,403人）、
世帯数は63,952世帯である（住民基本台帳より）。

出所：国勢調査、住民基本台帳

2. 少子高齢化の状況

令和3年4月1日現在の本市の人口(住民基本台帳人口)を年齢階層別に見ると、0歳以上14歳以下の年少人口は17,262人となっており、総人口比では平成2年は19.0%でしたが、平成22年は13.6%、令和3年は12.7%で減少傾向となっています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、37,928人となっており、総人口比は平成2年の9.7%、平成22年の21.9%に対して、令和3年は28.0%と、年々増加しています。

さらに、合計特殊出生率(一人の女性が生涯に産む平均的な子どもの数)の推移を見ると、国が1.36、県が1.28、本市が1.40(令和元年)で、最近3年間は国・県・市ともに低下傾向にあります。

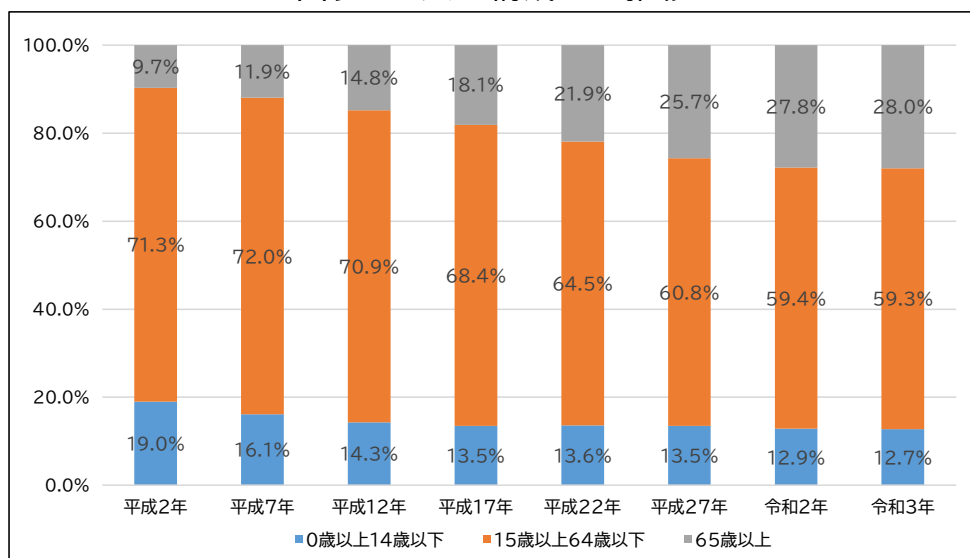
今後とも、年少人口の増加が見込めないなかで高齢者人口が年々増加する傾向は続くものと予測され、少子高齢化は本市の地域福祉を考える際の重要な課題といえます。10歳代、20歳代など若年層の人口が増加するための支援策、また、30歳代～50歳代の子育て層の支援策を充実させることが求められています。若年層が定住し安心して子育てができる市を目指すことにより、高齢化の改善につながります。

図表5 年齢3区分別人口

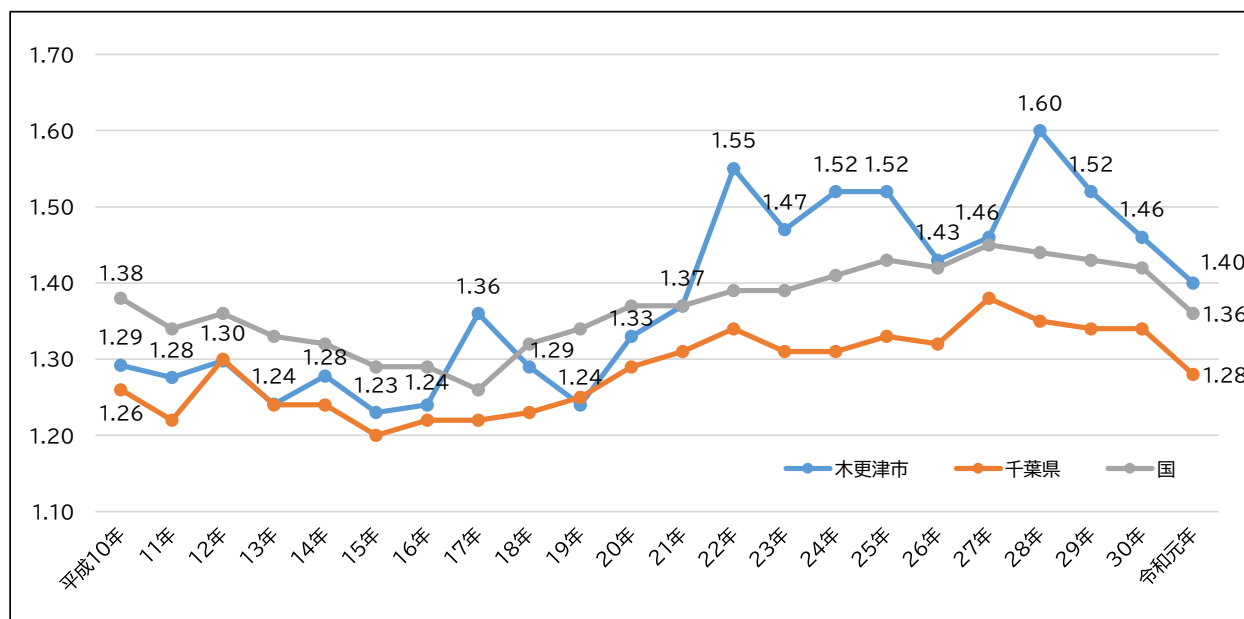
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年
総人口	123,520	125,428	124,370	125,344	129,738	133,049	135,400	135,634
0歳以上14歳以下 (年少人口)	23,428 19.0%	20,182 16.1%	17,822 14.3%	16,957 13.5%	17,655 13.6%	17,918 13.5%	17,405 12.9%	17,262 12.7%
15歳以上64歳以下 (生産年齢人口)	88,139 71.3%	90,347 72.0%	88,162 70.9%	85,736 68.4%	83,695 64.5%	80,958 60.8%	80,362 59.4%	80,444 59.3%
65歳以上 (高齢者人口)	11,953 9.7%	14,899 11.9%	18,386 14.8%	22,651 18.1%	28,388 21.9%	34,173 25.7%	37,633 27.8%	37,928 28.0%

出所:住民基本台帳(各年4月1日現在)

図表6 人口構成比の推移



図表 7 合計特殊出生率の推移

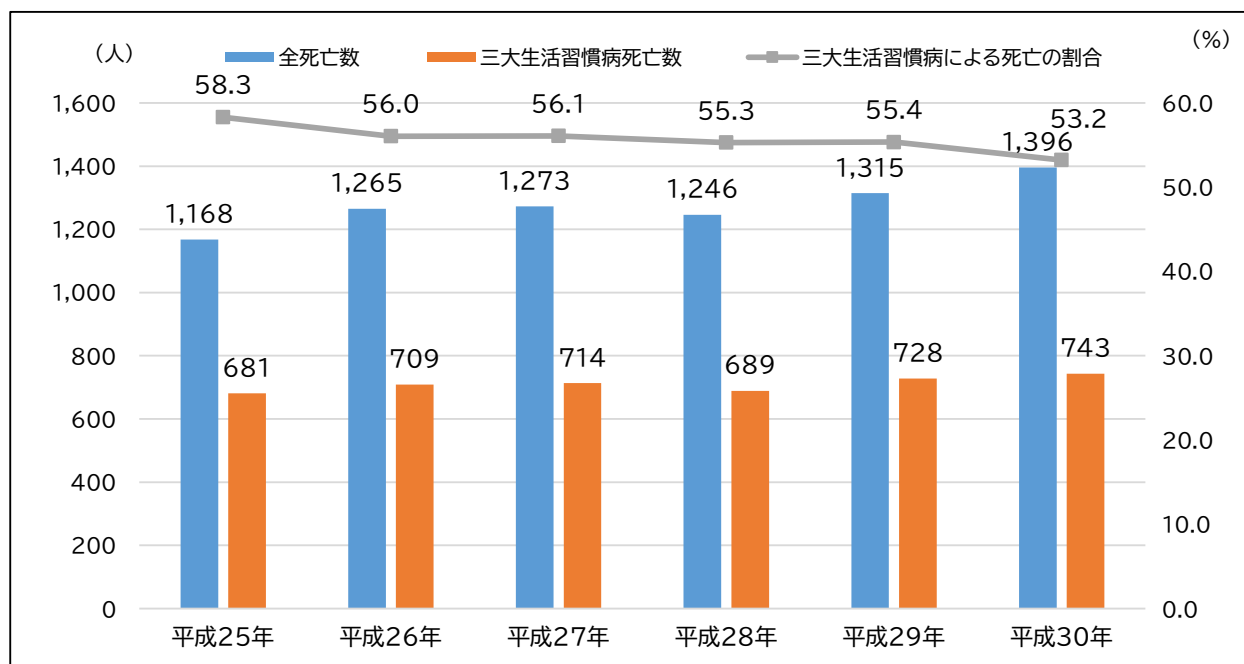


出所:人口動態調査

3. 健康・医療の現状

平成 30 年度の全死亡数 1,396 人のうち、「三大生活習慣病」である「がん(悪性新生物)」「心疾患」「脳血管疾患」が半数(53.2%)を占めています。

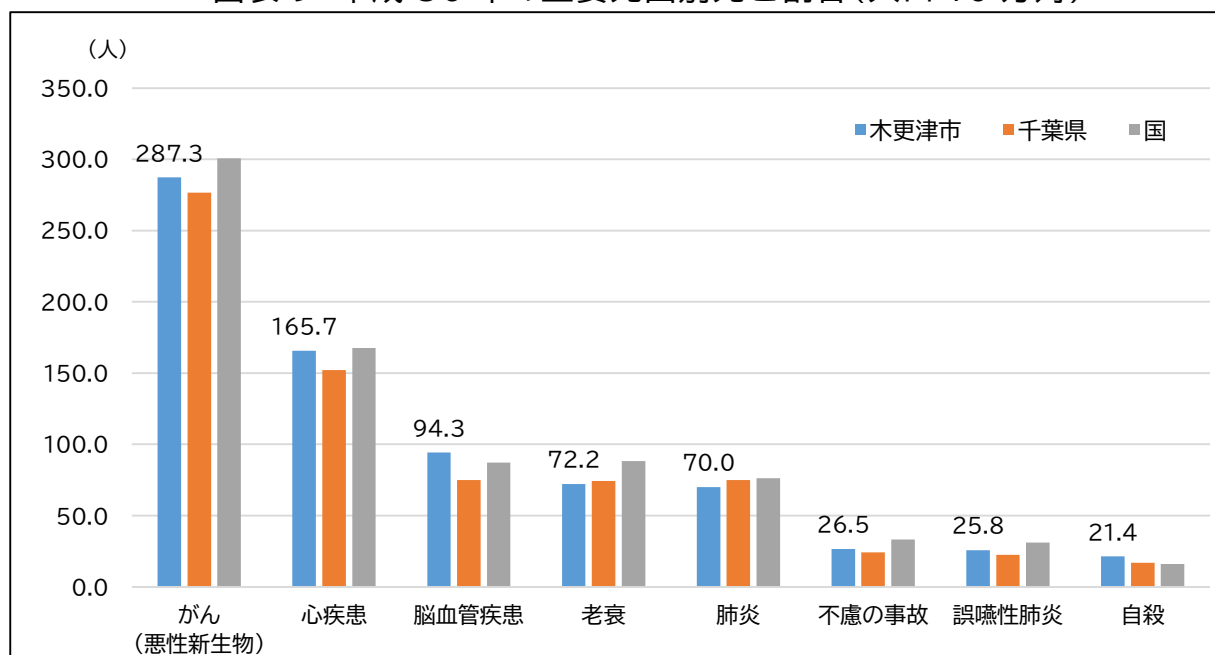
図表 8 死因の現状



出所:千葉県衛生統計年報

平成30年の主要死因別死亡割合は、「がん(悪性新生物)」「心疾患」「脳血管疾患」の順に多く、「脳血管疾患」は、全国、県と比較しても死亡割合が高くなっています。

図表 9 平成30年の主要死因別死亡割合(人口10万対)

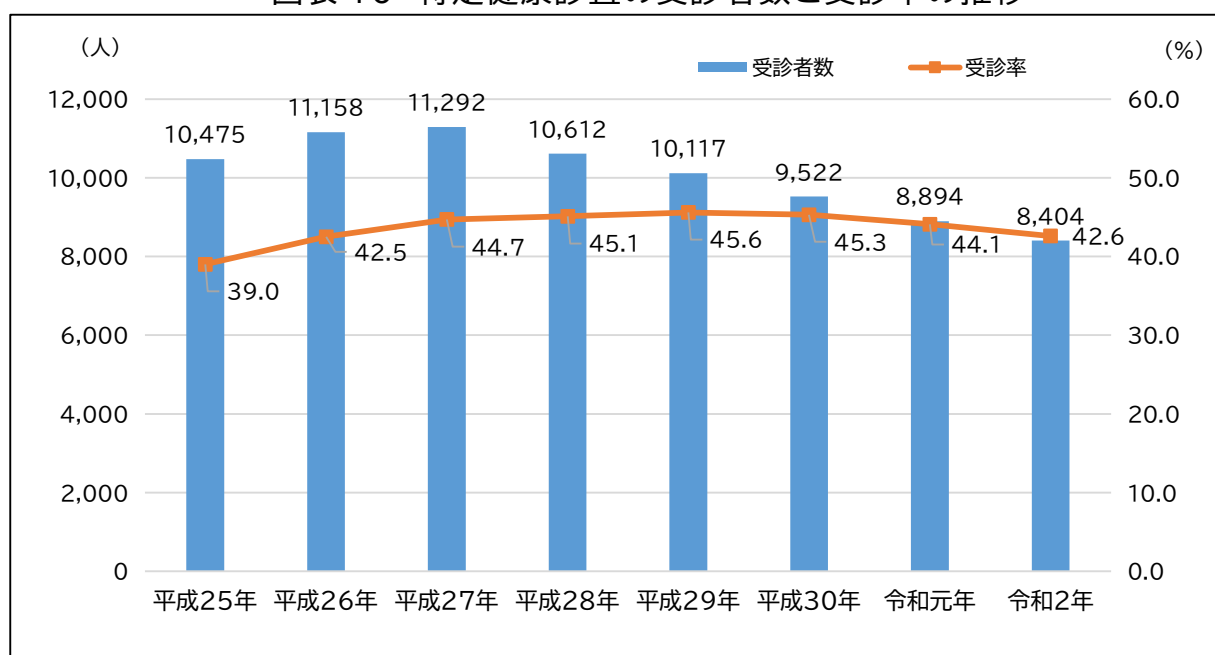


出所:千葉県君津健康福祉センター事業年報

特定健康診査の受診率は横ばい傾向にあり、令和5年度までに目標としている受診率47%の達成にむけて未受診者対策事業を実施しています。

その結果、新型コロナウイルスの影響で全国的に受診控えが目立つ中、令和2年度は千葉県内57保険者中、第7位と飛躍的に向上しました。

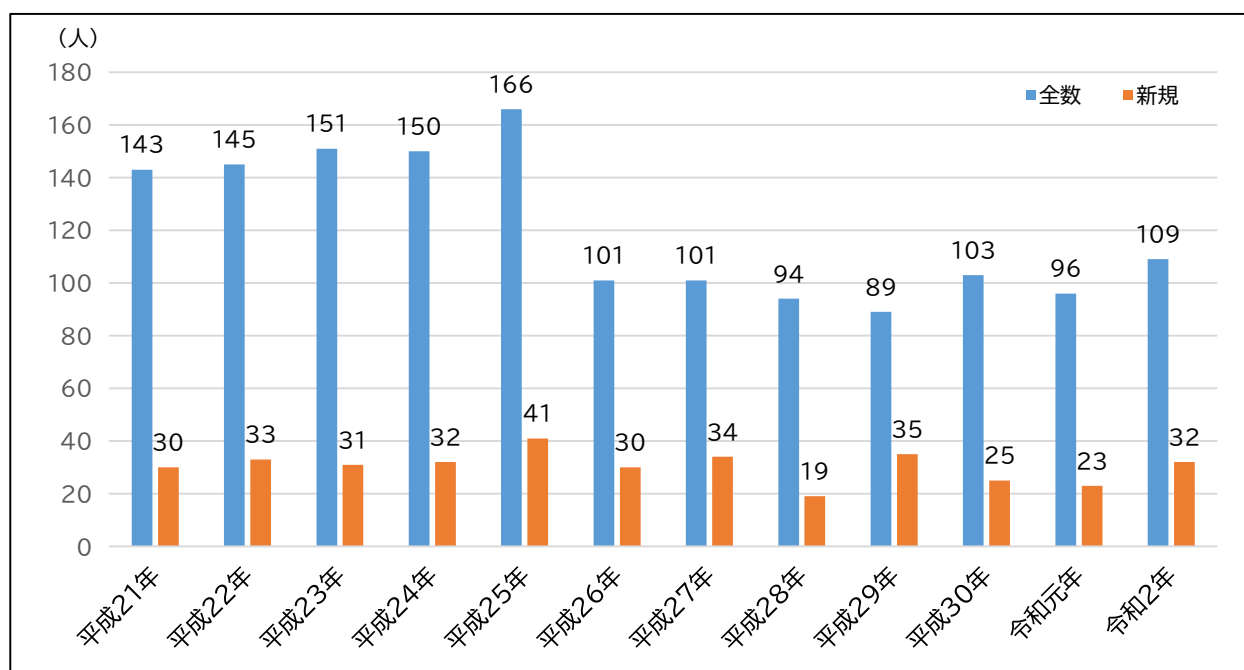
図表 10 特定健康診査の受診者数と受診率の推移



出所:木更津市第2期データヘルス計画(中間評価)

本市の国保加入者の人工透析患者総数は、100 人前後で推移し、新規透析導入患者数は 30 人前後で推移しています。

図表 11 人工透析患者総数(全数)と新規透析導入患者数の推移

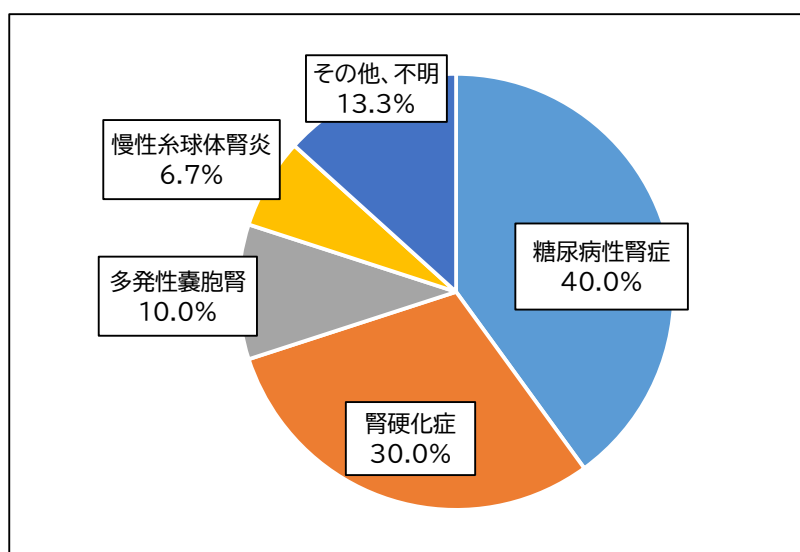


資料:「国民健康保険特定疾病認定申請書」

人工透析の原因として、糖尿病が原因の糖尿病性腎症が 40%、動脈硬化や高血圧が原因の腎硬化症が30%と大半を占めている為、原因となる疾患の発症・重症化予防対策事業を実施し、あわせて「慢性腎臓病予防連携委員会」を設立し、該当者に「腎臓病地域連携パス」を交付しています。

行政・専門医療機関・君津木更津医師会が連携して新規透析導入患者を減らしていく取り組みを実施しています。

図表 12 新規透析導入患者の主な原因疾患(令和2年度)



資料:「国民健康保険特定疾病認定申請書」

図表 13 県・国との比較(令和元年度)

				木更津市		県		国		データ元 (CSV)	
				実数	割合	実数	割合	実数	割合		
1	①	人口構成	総人口		133,259		6,126,343		125,640,987		KDB NO.5 人口状況 KDB NO.3 健診・医療・介護データから みる地域の健康課題
			65歳以上(高齢化率)		34,730	26.1	1,584,419	25.9	33,465,441	26.6	
			75歳以上		15,047	11.3	695,819	11.4	16,125,763	12.8	
			65～74歳		19,683	14.8	888,600	14.5	17,339,678	13.8	
			40～64歳		44,203	33.2	2,103,646	34.3	42,295,574	33.7	
			39歳以下		54,326	40.8	2,438,278	39.8	49,879,972	39.7	
	②	産業構成	第1次産業		3.0		2.9		4.0		KDB NO.3 健診・医療・介護データから みる地域の健康課題
			第2次産業		25.2		20.6		25.0		
			第3次産業		71.8		76.5		71.0		
	③	平均寿命	男性		80.6		81.0		80.8		KDB NO.1 地域全体像の把握
			女性		86.5		86.9		87.0		
	④	平均自立期間 (要介護2以上)	男性		79.3		79.7		79.6		
			女性		83.2		83.8		84.0		
2	①	死亡の状況	標準化死亡比 (SMR)	男性	102.1		97.0		100.0		KDB NO.1 地域全体像の把握
				女性	104.9		101.6		100.0		
			死因	がん	393	50.0	17,222	50.7	373,187	49.9	
				心臓病	216	27.5	9,347	27.5	204,720	27.4	
				脳疾患	119	15.1	4,706	13.9	109,818	14.7	
				糖尿病	15	1.9	718	2.1	13,964	1.9	
				腎不全	24	3.1	963	2.8	25,127	3.4	
				自殺	19	2.4	990	2.9	20,385	2.7	
				3	①	介護保険	1号認定者数(認定率)		6,571	18.3	
新規認定者		201	0.3				8,636	0.3	113,806	0.3	
2号認定者		193	0.4				8,426	0.4	152,813	0.4	
②	有病状況	糖尿病	1,648		24.7	59,365	20.3	1,537,914	23.0		
		高血圧	3,545		52.5	129,657	44.4	3,472,146	51.7		
		脂質異常症	2,082		30.8	74,401	25.4	2,036,238	30.1		
		心臓病	3,921		58.4	146,449	50.1	3,939,115	58.7		
		脳疾患	1,349		20.1	58,262	20.3	1,587,755	24.0		
		がん	771	11.4	30,134	10.3	739,425	11.0			
		筋・骨格	3,434	51.2	126,040	43.4	3,448,596	51.6			
		精神	2,173	32.4	86,170	29.7	2,437,051	36.4			
③	介護給付費	1件あたり給付費(全体)		61,294	58,977	61,336					
		居宅サービス		40,985	40,373	41,769					
		施設サービス		287,816	291,133	293,933					
④	医療費等	要介護認定別		認定あり	7,959	8,642	8,385				
		医療費(40歳以上)		認定なし	3,563	3,817	3,943				

4. 要介護・要支援者の状況

令和2年9月末現在の要介護・要支援の認定者数は、6,720人で、被保険者の認定率は17.73%となっています。

平成28年度と比べると要介護・要支援の全てで認定者数は増加しており、特に、要支援1、要支援2の増加傾向が顕著となっています。

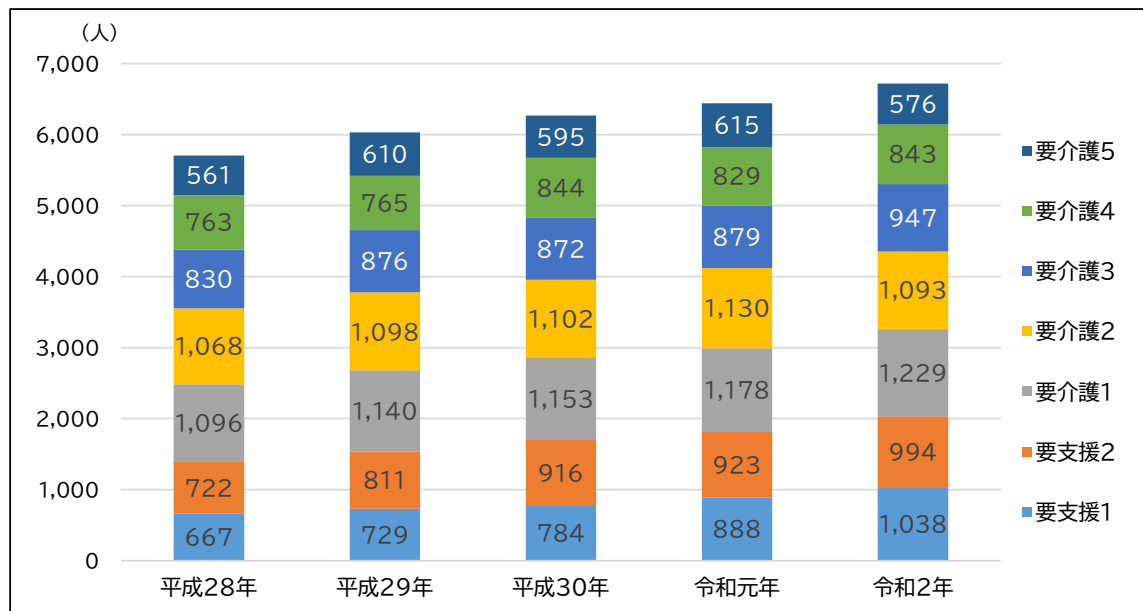
一方、要支援1や要支援2、要介護1は比較的要介護度の低い人であり、これらの認定者の多くは、日常生活を送る力は持っているものの、身の回りの世話の一部に何らかの介助や介護が必要な方々です。言い方を変えるならば、地域でのちょっとした助け合いによって、より安心できる生活が期待できる人といえます。

図表 14 要介護・要支援者の状況

(人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成28年度比
認定者数 (総数)	計	5,707	6,029	6,266	6,442	6,720	117.75%
	要支援1	667	729	784	888	1,038	155.62%
	要支援2	722	811	916	923	994	137.67%
	要介護1	1,096	1,140	1,153	1,178	1,229	112.14%
	要介護2	1,068	1,098	1,102	1,130	1,093	102.34%
	要介護3	830	876	872	879	947	114.10%
	要介護4	763	765	844	829	843	110.48%
	要介護5	561	610	595	615	576	102.67%
認定率	計	15.95%	16.51%	16.86%	17.17%	17.73%	-
	要支援1	1.86%	2.00%	2.11%	2.37%	2.74%	-
	要支援2	2.02%	2.22%	2.46%	2.46%	2.62%	-
	要介護1	3.06%	3.12%	3.10%	3.14%	3.24%	-
	要介護2	2.98%	3.01%	2.97%	3.01%	2.88%	-
	要介護3	2.32%	2.40%	2.35%	2.34%	2.50%	-
	要介護4	2.13%	2.09%	2.27%	2.21%	2.22%	-
	要介護5	1.57%	1.67%	1.60%	1.64%	1.52%	-

各年度9月末現在



5. 障がいのある人の状況

令和3年3月31日現在における、本市に在住する障がいのある人の手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が5,190人、知的障害者療育手帳所持者が1,091人、精神保健福祉手帳所持者が930人となっており、平成28年3月31日現在と比較すると、実人数ではいずれの手帳所持者も増加しており、総人口比では、身体障害者手帳所持者が顕著な増加傾向を示し(令和3年:3.82%、平成28年:3.33%)、知的障害者療育手帳所持者(令和3年:0.80%、平成28年:0.66%)、精神保健福祉手帳所持者(令和3年:0.69%、平成28年:0.51%)ともに微増傾向を示しています。

また、いずれの手帳所持者もご本人の高齢化の傾向がみられ、必然的に障がいの重度化あるいは、その家族介護者の高齢化も課題となり、「親亡き後」の生活への不安もますます強くなってきているといえます。ご本人やそのご家族にとって、地域における自立生活の実現は、常に重要な課題となっており、障がいのある人が、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、地域での支え合いが求められています。

図表 15 手帳所持者の状況

区分	総数	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	65歳以上の割合	総人口比
身体障がい者	5,190人	89人	1,164人	3,910人	75.33%	3.82%
知的障がい者	1,091人	329人	762人		13.66%	0.80%
精神障がい者	930人	26人	777人	127人		0.69%

令和3年3月末現在(総人口は、令和3年4月1日現在)

住民基本台帳人口及び外国人登録者の合計 135,634人

身体障がい者数は、肢体不自由 2,558 人に次いで、内部機能障がい 1,878 人と多く、平成 28 年度から年々増えている状況です。

脳出血や脳梗塞による「肢体不自由」、人工透析や心筋梗塞による「内部機能障がい」を防ぎ、障がいや介護に至らない予防の取り組みが必要です。

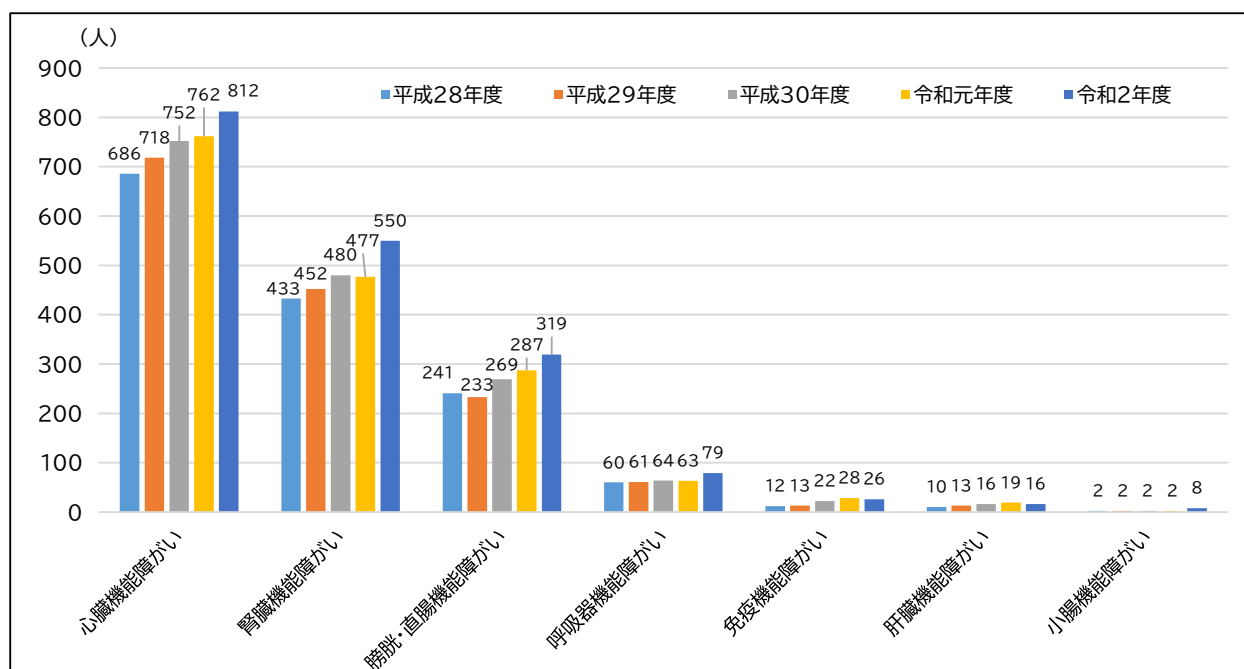
図表 16 身体障がい者手帳の交付の状況

(人)

	身体障がい者数(手帳所持者数)					
	総数	肢体不自由	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	内部機能障がい
平成28年度	4,459	2,339	238	362	76	1,444
平成29年度	4,471	2,296	244	352	87	1,492
平成30年度	4,628	2,323	248	362	90	1,605
令和元年度	4,748	2,383	258	379	90	1,638
令和2年度	5,183	2,558	220	431	96	1,878

内部機能障がいの内訳では、「心臓機能障がい」、「腎臓機能障がい」の順に多くなっています。腎臓機能障がいには、人工透析者が含まれます。

図表 17 身体障がい者手帳所持者で内部機能障がいのある人の推移



図表 18 身体障がい者手帳交付の状況

(人)

区分		身体障がい者数 (手帳所持者数)	内訳					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい者	18歳未満	3	1	0	0	2	0	0
	18歳以上65歳未満	49	19	16	3	2	8	1
	65歳以上	168	80	41	17	10	15	5
	計	220	100	57	20	14	23	6
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	13	0	3	0	1	0	9
	18歳以上65歳未満	80	12	28	13	5	0	22
	65歳以上	338	26	40	45	98	1	128
	計	431	38	71	58	104	1	159
音声・言語・ そしゃく 機能障がい	18歳未満	3	0	0	1	2	－	－
	18歳以上65歳未満	23	1	4	7	11	－	－
	65歳以上	70	5	4	48	13	－	－
	計	96	6	8	56	26	－	－
肢体不自由	18歳未満	52	39	6	1	4	2	0
	18歳以上65歳未満	644	191	152	93	109	57	42
	65歳以上	1,862	398	359	310	571	144	80
	計	2,558	628	517	404	684	203	122
内部障がい	18歳未満	18	14	1	1	2	－	－
	18歳以上65歳未満	395	254	8	44	89	－	－
	65歳以上	1,472	832	11	193	436	－	－
	計	1,885	1,100	20	238	527	－	－
合計	18歳未満	89	54	10	3	11	2	9
	18歳以上65歳未満	1,191	477	208	160	216	65	65
	65歳以上	3,910	1,341	455	613	1,128	160	213
	計	5,190	1,872	673	776	1,355	227	287

令和3年3月末現在

図表 19 療育手帳交付の状況

(人)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
重度	18歳未満	43	45	49	57	63
	18歳以上	285	281	287	292	296
	計	328	326	336	349	359
中軽度	18歳未満	180	207	249	249	266
	18歳以上	427	407	423	445	466
	計	607	614	672	694	732
合計	18歳未満	223	252	298	306	329
	18歳以上	712	688	710	737	762
	計	935	940	1,008	1,043	1,091

各年度3月末現在

図表 20 精神障がい者保健福祉手帳交付の状況

(人)

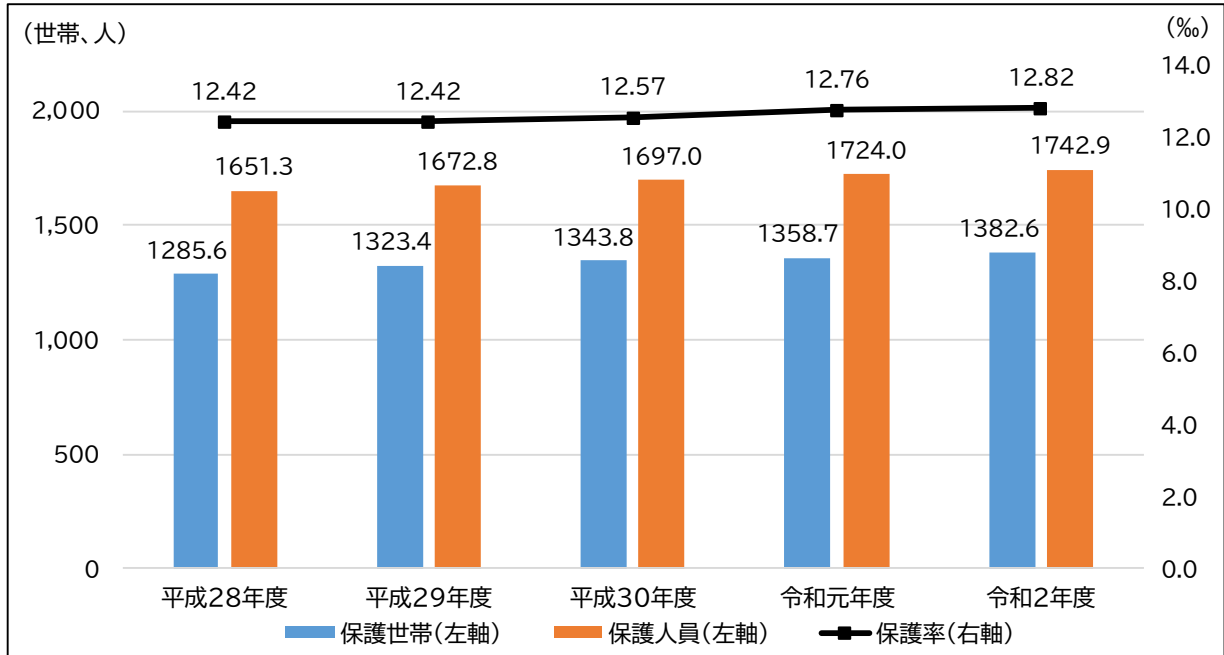
区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	18歳未満	0	2	2	1	2
	20歳未満	1	3	2	2	3
	18～65歳未満	60	61	66	60	55
	20～65歳未満	59	60	66	59	54
	65歳以上	28	35	36	40	41
	計	88	98	104	101	98
2級	18歳未満	12	12	16	17	17
	20歳未満	14	14	22	23	23
	18～65歳未満	383	68	408	458	463
	20～65歳未満	381	384	402	452	457
	65歳以上	65	64	65	62	74
	計	460	462	489	537	554
3級	18歳未満	2	1	1	4	7
	20歳未満	2	4	5	6	9
	18～65歳未満	163	195	219	227	259
	20～65歳未満	163	192	215	225	257
	65歳以上	12	13	12	12	12
	計	177	209	232	243	278
合計	18歳未満	14	15	19	22	26
	20歳未満	17	21	29	31	35
	18～65歳未満	606	324	693	745	777
	20～65歳未満	603	636	683	736	768
	65歳以上	105	112	113	114	127
	計	725	769	825	881	930

各年度3月末現在

6. 生活困窮者※1 の状況

本市における生活保護受給人員、世帯数、保護率は年々増加傾向にあり、令和2年度平均では、保護人員 1,742.9 人、保護世帯数 1,382.6 世帯、保護率 12.82%となっています。保護受給世帯全体に占める世帯類型別での割合では、最も多いのは「高齢単身世帯」で、「傷病単身世帯」がこれに続いています。また、いわゆる稼働年齢層が含まれているとされる「その他世帯」の増加もうかがえます。

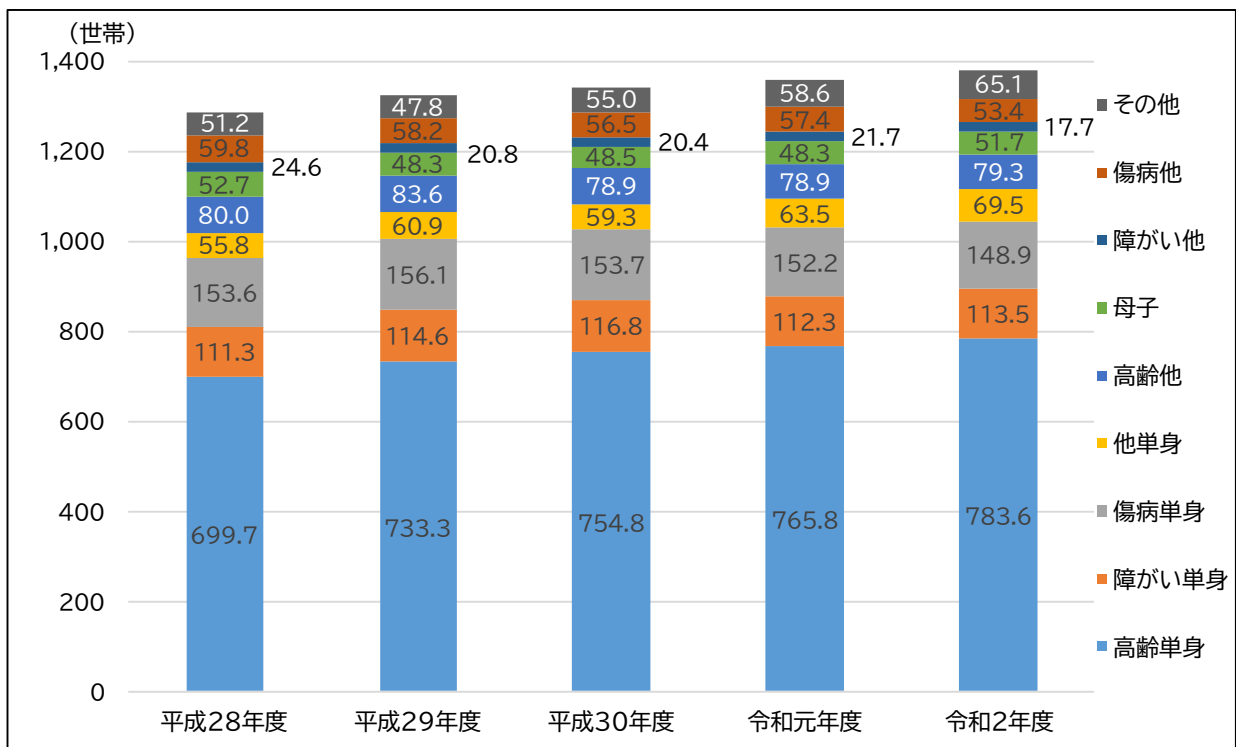
図表 21 生活保護受給人員・世帯数・保護率の推移



※各年度の数値は年度平均の数値である。

※保護世帯及び人員には、停止世帯・停止人員を含む。

図表 22 世帯類型別保護世帯数の推移



※各年度の数値は年度平均の数値である。

※保護世帯には、停止世帯を含む。

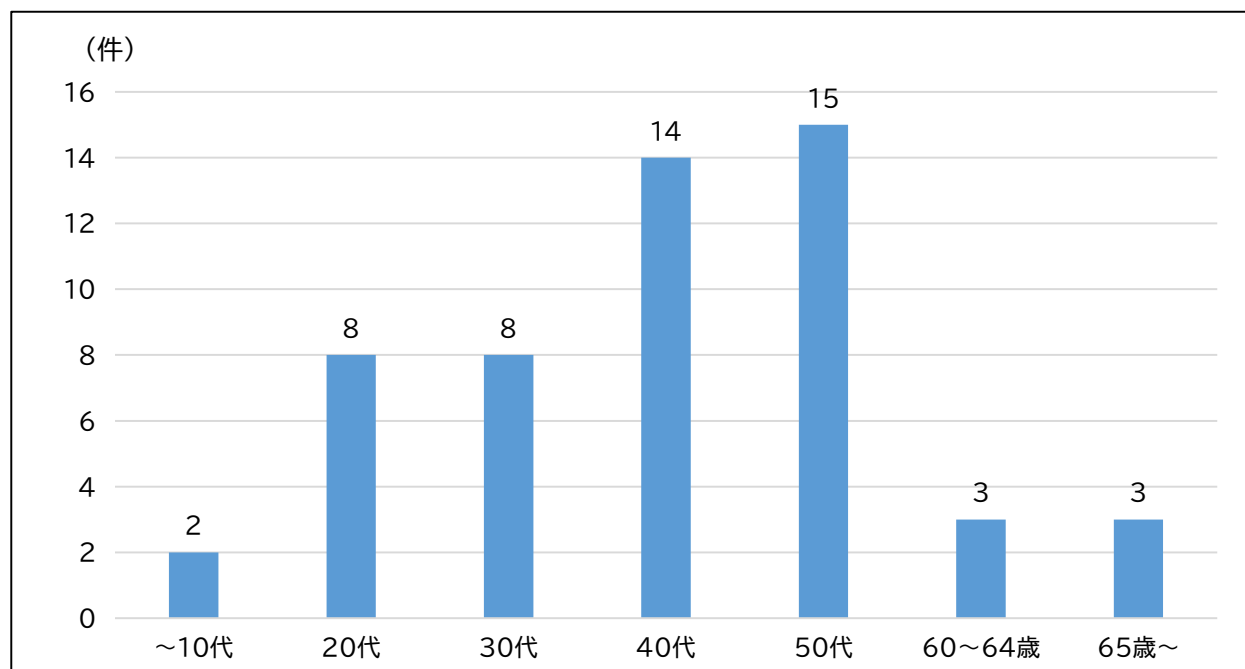
平成 27 年度に施行となった生活困窮者自立支援法に基づく、本市における生活困窮者自立支援の状況では、令和 2 年度の 1 年間に 544 件の相談があり、年齢別でみると、特に 40 歳代、50 歳代の方からの相談が多くありました。

図表 23 新規相談総件数(本人未特定の相談含む)

(件)

令和2年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
相談受付件数			64	79	44	32	88	70	42	27	23	39	32	4	544
うち	性	男性	8	2	4	3	2	1	1	2	0	5	1	3	32
		女性	8	6	2	1	0	1	2	1	0	0	0	0	21
		不明	48	71	38	28	86	68	39	24	23	34	31	1	491
	年齢	～10代	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		20代	4	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	8
		30代	2	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	8
		40代	2	3	2	1	1	1	0	1	0	1	0	2	14
		50代	4	3	2	1	1	0	1	1	0	0	1	1	15
		60～64歳	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		65歳～	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3
		不明	48	71	38	28	86	68	39	24	23	34	31	1	491

図表 24 年齢別相談件数(令和 2 年度)



7. 高齢者世帯の状況

わが国では、高齢化や核家族化、都市化、過疎化などの進行、あるいは、集合住宅に居住する高齢者の増加に伴い、単身高齢者世帯や高齢者のみで構成される世帯が急増し、高齢者の孤立生活が特別なものではなく、一般的なものになりつつあると言われています。特に、単身高齢者世帯の地域生活の支援は、今後重要な課題となることが予想されています。

本市の単身高齢者世帯数、高齢者のみで構成されている世帯数は、令和2年の国勢調査によると 12,934 世帯あり、市内の世帯数の 22%を占めています。今後、単身高齢者世帯、高齢者のみで構成されている世帯はますます増加し、孤立化が進行することが推測されます。

孤立化を防ぐことは、安心・安全な社会を築くうえでも重要であり、そのため、民生委員・児童委員を始めとした地域の見守り活動の活性化、低下した地域のコミュニティ意識の掘り起こし等が求められています。

図表 25 単身高齢者世帯、高齢者のみで構成されている世帯

(世帯)

	世帯数	65歳以上 単身世帯 (A)	夫婦とも 65歳以上の世帯 (B)	(A) + (B)	世帯数に占める (A) + (B)の割合
平成2年	38,654	957	1,025	1,982	5.13%
平成7年	41,056	1,475	1,448	2,923	7.12%
平成12年	43,251	2,067	2,182	4,249	9.82%
平成17年	44,370	2,912	3,143	6,055	13.65%
平成22年	50,042	3,995	4,355	8,350	16.69%
平成27年	54,827	5,458	5,799	11,257	20.53%
令和2年	58,265	6,445	6,489	12,934	22.20%

出所：国勢調査（平成27年以降の世帯数は一般世帯）

8. 木更津市の福祉関係予算の状況

本市の福祉関係予算は、少子高齢化の進展や生活困窮者の急増、福祉施策の拡充等により年々増加しています。また、特別会計である介護保険事業も、要介護認定者の増加や介護予防サービスの拡充などにより年々増加しています。

このような傾向は今後も続くものと見込まれるため、福祉施策を推進するにあたっては、保健からの予防対策をしていくとともに限られた財源の効率的、効果的な活用が求められています。

図表 26 福祉関係予算の状況

(千円)

	一般会計			特別会計 (介護保険)
	全体 A	うち民生費 B	割合 B/A	
平成23年度	36,202,624	12,986,818	35.9%	6,558,109
平成24年度	38,402,585	14,078,013	36.7%	7,142,453
平成25年度	41,844,517	14,398,897	34.4%	7,757,076
平成26年度	41,059,065	14,985,467	36.5%	8,247,816
平成27年度	40,951,596	15,849,482	38.7%	8,503,527
平成28年度	39,389,121	16,223,205	41.2%	8,851,457
平成29年度	46,223,444	17,744,541	38.4%	9,458,641
平成30年度	47,624,746	16,843,989	35.4%	9,548,436
令和元年度	51,592,938	18,350,753	35.6%	10,123,963
令和2年度	65,448,959	20,243,281	30.9%	10,414,123

第 2 節. 住民意識調査の結果と調査結果からの課題

1. 住民意識調査の目的

計画の見直しを進めるにあたり、市民の声を計画に反映させる目的で住民意識調査を実施しました。

2. 調査の概要

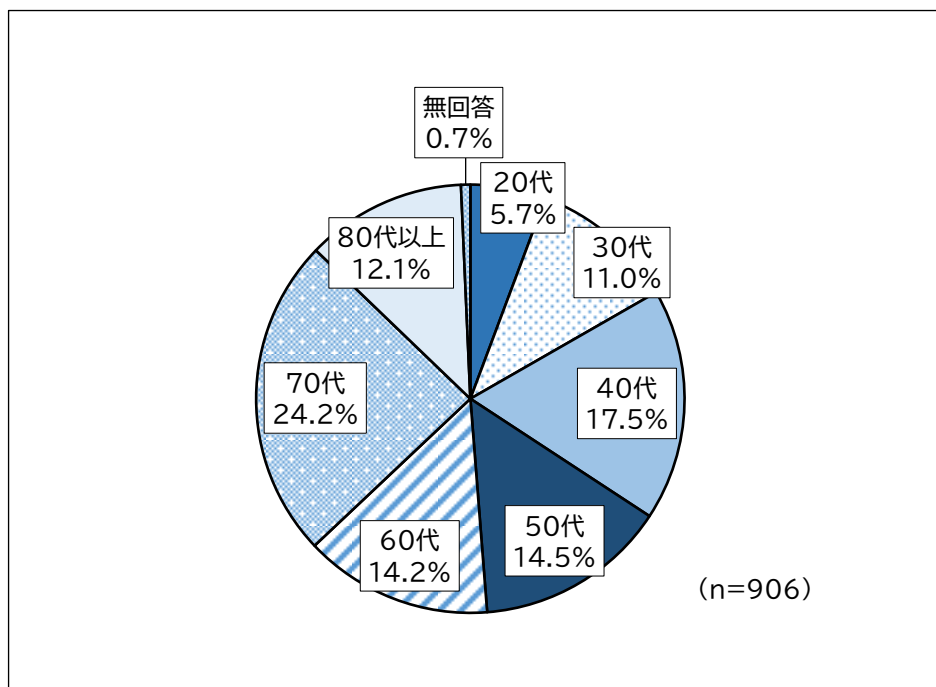
- 実施主体:木更津市
- 調査地域:木更津市全域
- 調査対象:市在住 20 歳以上の方(2,000 名を無作為抽出)
- 調査方法:郵送によるアンケート調査
- 調査期間:令和 3 年 7 月から 8 月まで
- 調査票総数:2,000 件
- 有効回答数:906 件(有効回答率 45.3%)

3. 調査の結果(概要)と調査結果からの課題

(1) 基本属性

回答者の「年齢(全体)」は、「70 代」(24.2%)が最も高く、次いで「40 代」(17.5%)、「50 代」(14.5%)、「60 代」(14.2%)、「80 代以上」(12.1%)、「30 代」(11.0%)、「20 代」(5.7%)の順となっています。

図表 27 基本属性



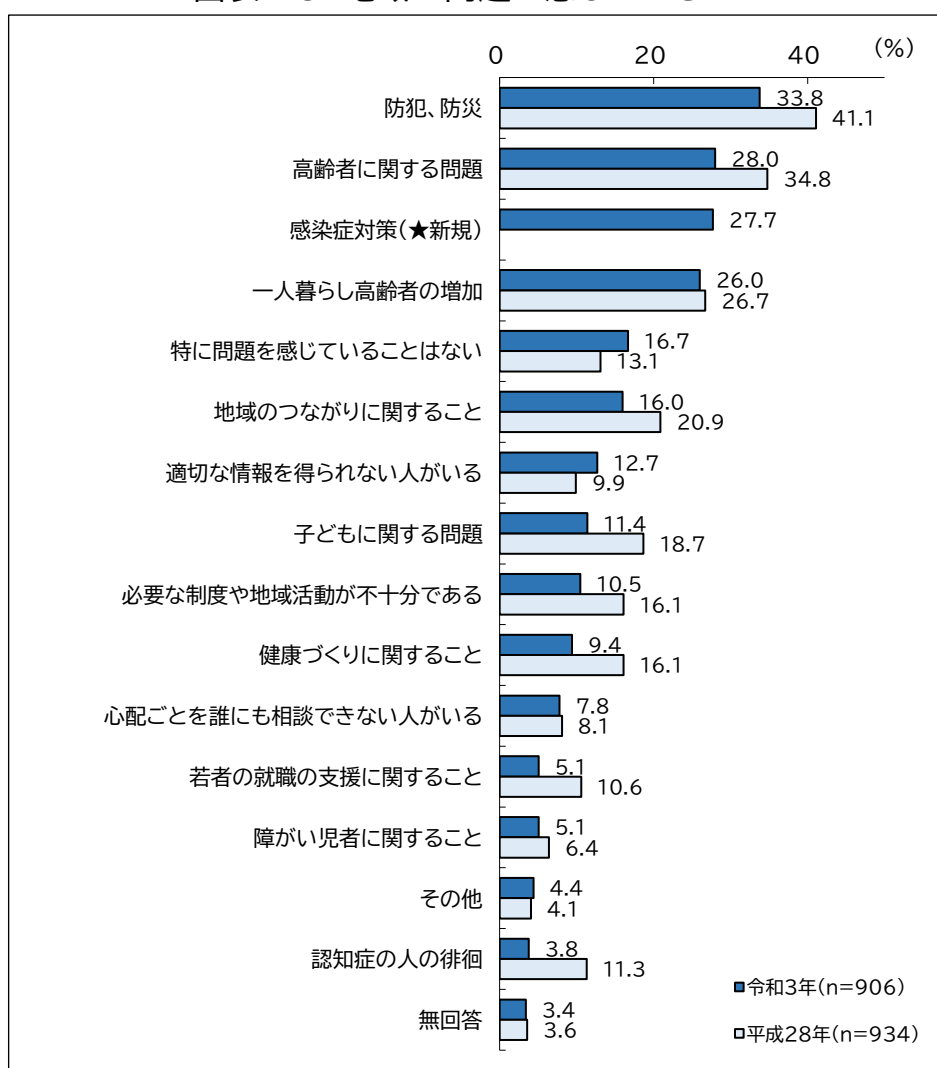
(2) 地域で問題と感じていること

「地域で、いま、何が問題と感じていますか」(複数回答)とたずねたところ、全体では「防犯、防災」(33.8%)が最も高くなっており、多くの住民が強い関心を持っていることが明らかとなりました。

高齢化が進展するなかで「高齢者に関する問題」(28.0%)、「一人暮らし高齢者の増加」(26.0%)など高齢者に関する項目のほか、新型コロナウイルスの感染拡大により「感染症対策」(27.7%)も身近な問題となっています。

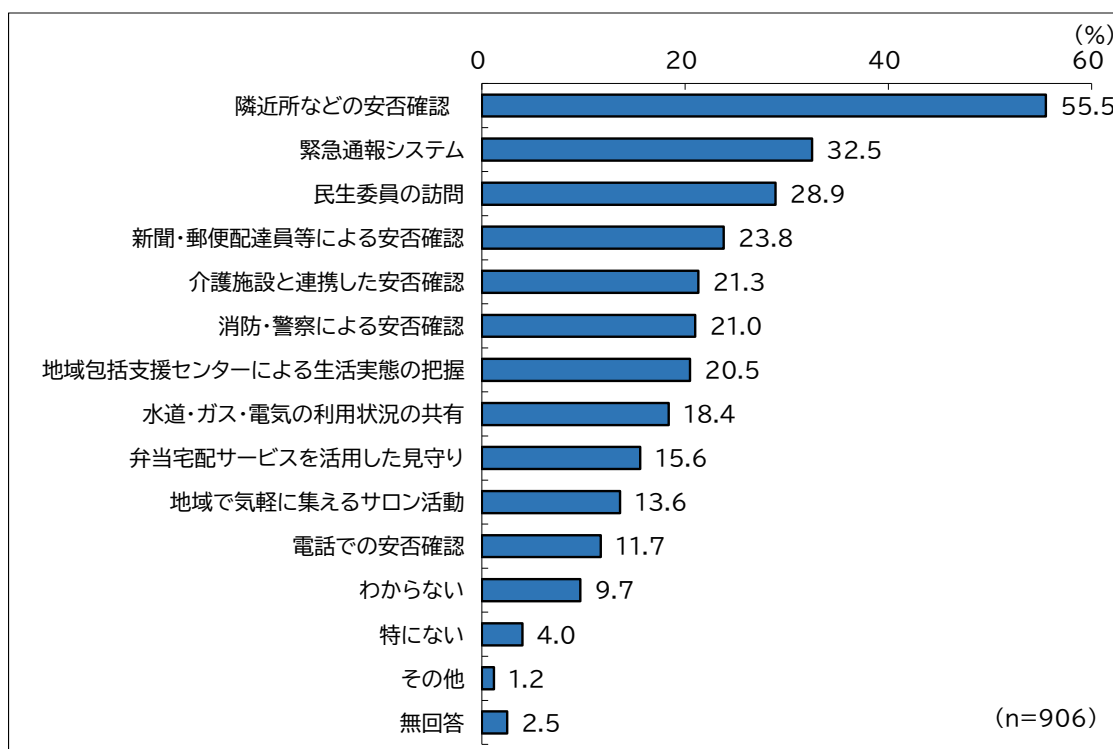
平成28年調査と比較すると、「防犯、防災」や「高齢者に関する問題」などが低下した一方、「特に問題を感じていることはない」、「適切な情報を得られない人がある」が上昇しました。

図表 28 地域で問題と感じていること



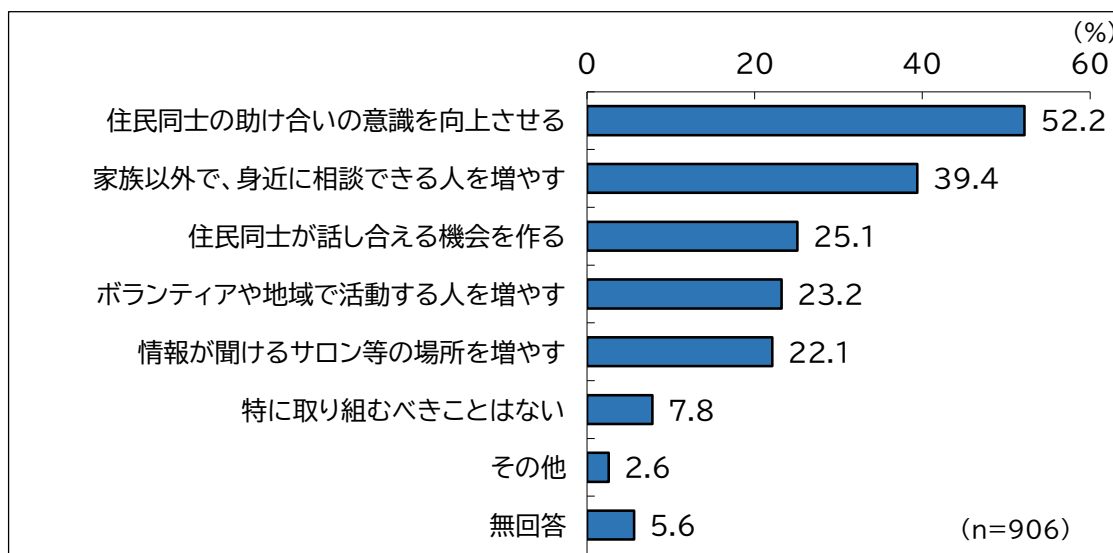
「『孤立』した生活にならないように有効だと思う方法」では、「隣近所などの安否確認」(55.5%)が、すべての年代で最も多く挙げられました。また、「緊急通報システム」、「民生委員の訪問」などが上位を占めており、地域交流及び世代間交流の機会を拡充し、地域のつながりを一層強化するとともに、関係機関と連携した対応により孤立防止につなげていく必要があります。

図表 29 『孤立』した生活にならないように有効だと思う方法



また、地域福祉の推進のために市民が取り組むべきことについては、「住民同士の助け合いの意識を向上させる」、「家族以外で、身近に相談できる人を増やす」、「住民同士が話し合える機会を作る」が多く挙げられました。住民同士による見守りや交流を促進するとともに、市や社協など関係機関がこれらの対応に取り組み地域福祉を推進していくことが重要な課題となっています。

図表 30 地域福祉の推進のために市民が取り組むべきこと



第3節. 地区懇談会・福祉団体等ヒアリングの結果と課題

1. 地区懇談会の目的

日常生活における福祉的な魅力・課題を明らかにするとともに、地域住民が地区の将来像を考える機会とすることを目的に、令和3年7～9月に市内15地区で開催しました。

（本来ならば、多くの地域住民に参加していただき、グループワークを実施して意見を聴くところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今回は参加人数を限定したうえで意見聴取を実施しました。）

図表 31 地区懇談会の開催状況

No.	開催日	地区名	会場	参加人数
1	7月10日(土)	波岡西	畑沢公民館	11名
2	7月13日(火)	鎌足	鎌足公民館	9名
3	8月3日(火)	岩根西	岩根西公民館	14名
4	8月5日(木)	二小	福祉会館	5名
5	8月7日(土)	一中西部	南町公会堂	9名
6	8月14日(土)	波岡東	八幡台公民館	9名
7	8月28日(土)	三中学区	西清川公民館	7名
8	9月2日(木)	請西・真舟小	真舟集会所	9名
9	9月3日(金)	太田中	太田集会所	4名
10	9月7日(火)	清川	東清公民館	9名
11	9月8日(水)	岩根東	岩根公民館	13名
12	9月8日(水)	金田	金田地域交流センター	12名
13	9月9日(木)	富来田	富来田公民館	19名
14	9月11日(土)	中郷	中郷公民館	9名
15	9月14日(火)	一中東部	稻荷森公会堂	6名

2. 地区懇談会の結果とそこから見えてくる課題

(1) 近所付き合い・個人情報について

近所付き合いについては、隣近所や移住者との交流の少なさや、人間関係の希薄化に加え、コロナ禍でお祭りやイベントなどの開催が中止となり交流の機会が減少していることなどが課題として多く挙げられました。

また、高齢世帯が増加するなか孤独死や災害時の対応策として、地域の支援を必要としている高齢者や障がい者の情報を共有する必要性や、地域で顔のわかる関係になる取り組みなどの具体的な対応が求められています。

(2) 町内会・自治会活動について

町内会・自治会活動については、移住者の自治会・町内会活動に対する理解不足や高齢者の退会による加入率の低下、役員のなり手不足などが課題として多く挙げられ、会員減少による活動の衰退も懸念されています。そのため、自治会・町内会と市との連携により、市から転入者に対する情報提供など、会員確保への取り組みの強化が求められています。

(3) 高齢者の生活について

一人暮らし高齢者など高齢世帯の増加により、認知症の進行や孤独死などが問題となっています。高齢者の外出・交流機会としてサロン※³など交流の場の拡充、生活支援を必要としている方々の情報の共有などが求められています。

(4) 防犯・防災について

防犯のための空き家対策、声掛け活動の展開のほか、防災については、令和元年に発生した大雨被害を受けて住民の危機管理意識が高まっており、安心・安全なまちづくりが求められています。特に、災害時における高齢者や障がい者の支援が課題として多く挙げられ、避難行動要支援者名簿の更新や情報共有のあり方に対する意見が多く聞かれました。

(5) 子ども・子育てについて

少子化に伴う小中学校の児童・生徒数の減少、子どもたちの遊び場の少なさや公園の利用マナーの問題、また、子どもたちやその親と地域住民との交流機会の減少などが課題として多く挙げられました。

また、他市で発生した通学路での死傷事故を受けて、危険な交差点や道路へのガードレール設置など通学路への対応も求められています。

(6) 生活環境について

近くにスーパーやコンビニエンスストアなど気軽に買い物ができる店舗がないことや、買い物や通院をする際の交通手段の不便さなど、運転免許証返納後の生活への不安が多く聞かれました。令和3年7月に新たに開始した移動スーパーの巡回エリアの拡大が期待されています。

(7)その他

有害鳥獣による被害への対応、農地・空き家の管理、若年層の市外流出を防ぐための雇用の場の確保など多様な意見が挙げられました。



(写真)金田地区の地区懇談会の様子

3. 福祉団体等ヒアリングの目的

高齢者や障がい者などに関する福祉団体から団体の状況や活動の課題などを計画に反映させる目的で、計 19 団体へのヒアリングを令和 3 年 7 月に実施しました。

<ヒアリング実施団体一覧>

【高齢者団体】木更津市シニアクラブ連合会

【障がい者団体】木更津市身体障害者福祉会 木更津市手をつなぐ親の会

【保 育 団 体】桜井保育園 わかば保育園 請西保育園 木更津社会館保育園

ふくた保育園 社会館吾妻保育園 ゆりかご保育園

うみまち保育園 認定こども園木更津みらい

幼保連携型認定こども園長須賀保育園 岩根こども園

幼保連携型認定こども園木更津むつみ保育園

幼保連携型認定こども園さとの保育園 みやまのさくら保育園

小規模保育園ココロ

【商 工 団 体】木更津商工会議所

4. 福祉団体等ヒアリングの結果とそこから見えてくる課題

(1) 高齢者団体

高齢者団体からは、高齢者の就業率の上昇を背景とする会員数の減少、会員の高齢化、役員のなり手不足のほか、活動に伴う運転免許証返納後の交通手段の確保が求められています。

(2) 障害者団体

障害者団体では、高齢者団体同様、会員の確保が課題となっています。また、障がい者を受け入れる施設・サービスの情報や、大規模災害に備え障がい者と家族が安心して過ごせる福祉避難所の整備が求められています。

(3) 保育団体

保育団体からは、増加する保育ニーズへ対応するため、保育スタッフの確保のほか、家庭保育をしている子育て世代の人たちが集まれる場や情報の提供により、安心して子育てできる環境・地域づくりを充実させ、孤立を防ぐことの必要性についての意見が多くみられました。

(4) 商工団体

医療・福祉・教育部会の所属企業では、人材不足が深刻化していることから、外国人材の受け入れを進めています。また、介護現場における業務の効率化・生産性向上の取り組みとしてICTの活用による高いサービスの提供が課題となっています。

第4節. 福祉施策の現状と課題

I. 地域の生活課題に対応したサービス

1. 対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築

国においては、地域共生社会の実現に向け、制度の狭間の課題への対応をはじめ、「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域の福祉課題を把握し解決を試みることができる環境整備や、多様化している福祉課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備等が重要とされています。

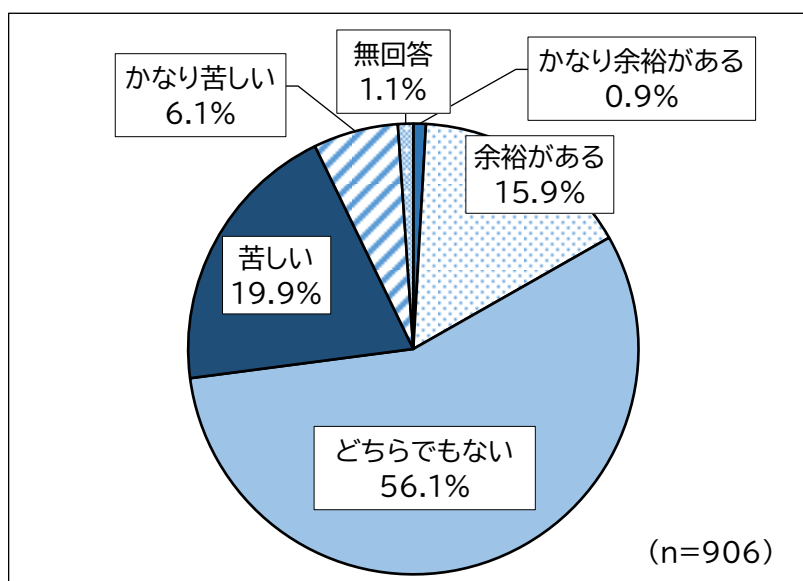
本市には、サービス相談窓口として、市役所や地域包括支援センター※4、保健所、児童相談所などの公的な相談窓口と、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、福祉施設などの地域の相談窓口がありますが、相談者のプライバシーに配慮した取り組みや相談機能の充実を図り、組織的な相談・支援体制を構築する必要があります。

2. 生活困窮者自立支援の方策

住民意識調査にて「経済状況」について尋ねたところ、約3割が「苦しい」（「かなり苦しい(6.1%)」、「苦しい(19.9%)」）と回答しました。また、「かなり苦しい」と回答した割合は平成 28 年の前回調査から微増しており、長引くコロナ禍で経済的に困窮している人が増えているとみられます。

生活困窮の背景には、安定した雇用の減少や勤労世代の所得の低下のほか、若年無業者、ひきこもり、不登校・高校中退、精神疾患、家庭環境、高齢化、核家族化、孤立といった様々な要因があります。生活困窮の概念は広がりを見せており、国においては、生活困窮者自立支援法が施行されるなど、生活困窮者に対する分野横断的な支援体制づくりが重要とされています。

図表 32 経済状況



※木更津市地域福祉計画策定のための住民意識調査より

3. 必要なサービスを提供するためのしくみづくり

地域には、障がいのある人の自立支援に関する問題、子どもや高齢者等への虐待に関する問題など、様々な課題が存在します。

本市では、各種サービスの提供や相談業務、民生委員・児童委員などの活動を通じて、福祉ニーズの把握や地域の課題の把握に努めています。また認知症等高齢者見守り事業の実施により、単身高齢者や高齢者夫婦の世帯などの実情の把握に努めています。

しかし、地域課題や求められる福祉サービスが複雑かつ多様化する中で、よりきめ細かいサービスを提供するためには、包括的な相談窓口の設置、すなわち「対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築」が求められています。また、地域福祉活動を行っているボランティアやNPOと地域住民との連携がより一層重要となっています。

4. 福祉サービスを支えるしくみの充実

安心して福祉サービスを利用していくためには、問題が生じたとき、その原因を明確にし、的確に対応することが必要です。

そこで、福祉サービスや地域での困りごとなど、様々な要望や不満、苦情などを聴き、解決を図っていくためのしくみづくりが求められています。

地域包括支援センターでは、高齢者やその家族の様々な相談に応じるほか、介護が必要な状態にならないよう支援するなどして、地域の高齢者に対するお手伝いをしています。

また、高齢化や障がいにより、判断能力が不十分であると、福祉サービスを十分に活用できないという問題や、身の回りのことや金銭管理ができないなどの生活上の課題がある場合でも、不利益を受けないようなしくみづくりを行っていく必要があります。具体策として、成年後見制度^{※2}について、情報提供や活用方法などの支援を行い、誰もがわかりやすく使いやすいものにしていくことが求められています。

5. 高齢者や障がいのある人など当事者組織への支援

本市には、高齢者や障がいのある人などから構成される、様々な当事者組織があります。各組織は、日ごろから当事者同士の交流や生きがいづくり、情報の共有を目的に、公民館や福祉施設を拠点に活動をしています。また、木更津市地域自立支援協議会では、当事者組織の方を構成員として当事者の立場から意見を伺っています。

障がいのある人やその家族などは、同じ障がいのある人に相談することによって、抱えている問題が解決したり精神的な負担が軽減したりすることが多くあります。また、自立した生活や社会参加を促すなど、その意義と役割は大変重要です。

福祉団体等ヒアリングでは、新規加入者の減少、組織活動への支援とPRなどが課題となっています。

6. 健康づくり、介護予防、生きがいづくりへの支援

高齢化や生活習慣の変化により生活習慣病を有する市民が増加しており、新規透析導入患者の原因疾患は、糖尿病性腎症と腎硬化症で5割以上を占めています。

全ての市民が健康でいきいきと活躍できるためには、病気にならないための「疾病予防」と病気になり治療をしても悪くならない「重症化予防」、高齢になっても介護が必要とならない「介護予防」が必要です。

上記の課題を解決するためには、乳幼児時期からよりよい生活習慣を身につけることの大切さを理解し、行動できる子どもを増やす教育、健診を受けることを習慣化し、自分の健康を意識し食事や運動などの生活習慣を改善できる働き世代を増やすこと、持病があっても悪化することを予防できる高齢者を増やすことが必要です。さらに、介護の認定を受けている人も、疾病の再発予防、認知機能維持など、介護度を悪化させないための支援が求められています。

7. 地域における子育ての支援

核家族化の進行や共働き家庭の増加、家族形態の変化、地域住民相互のつながりの希薄化などにより、子どもや子育て家庭を取りまく環境が変化し、家庭や地域での子育て機能や家庭教育力の低下、保護者の育児不安・ストレスの増大等が指摘されており、各種の子育て支援サービスの充実が求められています。

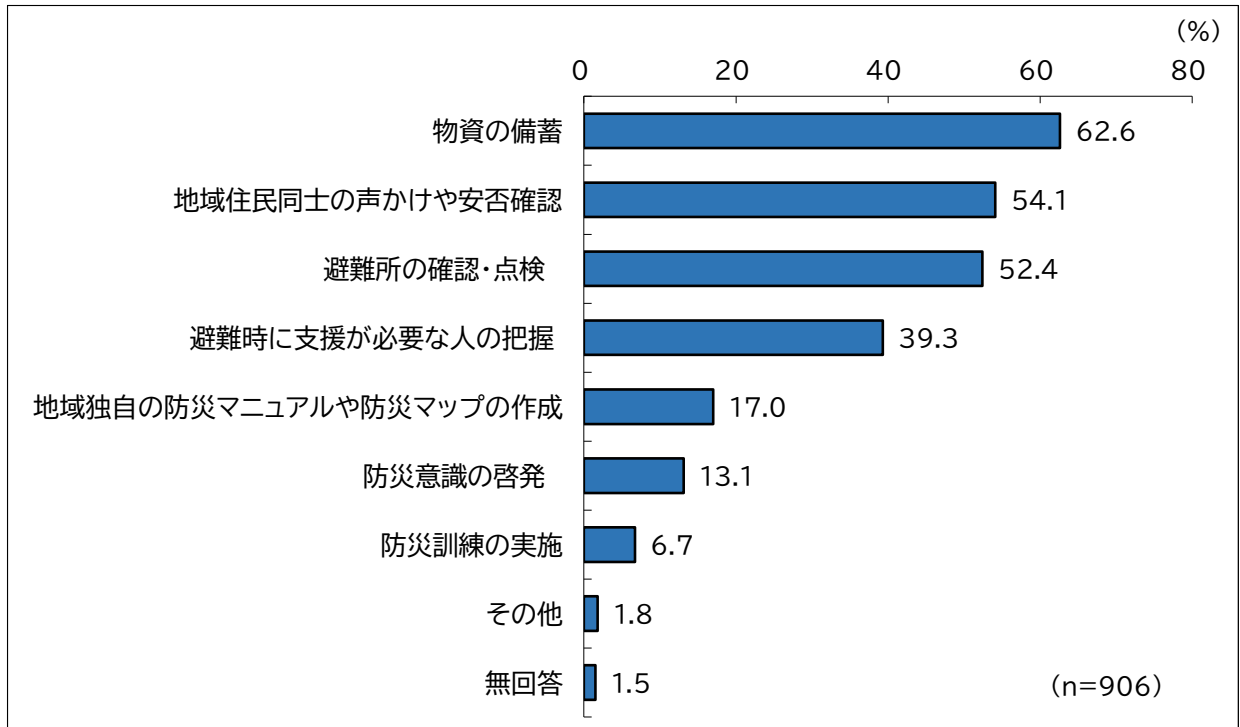
社会全体で、子ども・子育てを支援するという考え方にに基づき、子どもを生み育てやすい環境の整備とともに、地域の子ども・子育て支援事業の展開を図るため、地域子育て支援センターを拠点に、きめ細かな子育て支援事業を展開し、地域で孤立させない育児、子どもがのびのびと育まれ、安心して子育てができる地域づくりを推進する必要があります。

8. 避難行動要支援者への支援体制づくり

災害対策基本法により、市町村に「避難行動要支援者名簿の作成」が求められるとともに、地域共生社会の実現に向けては、避難行動要支援者の把握及び日常적인見守り・支援の推進方策が重要とされていることから、避難行動要支援者の個別支援計画の作成とともに、見守りの方策等に関し、避難支援等関係者及び関係部署との協議等が必要となります。

住民意識調査においても、災害に備えて「避難時に支援が必要な人の把握」に地域で取り組むべきと4割が回答しており、災害時における人的被害を最小限とするため、避難行動要支援者の把握と、地域の避難支援等関係者による支援体制づくりを進める必要があります。

図表 33 災害に備えて地域で取り組むべきこと



※木更津市地域福祉計画策定のための住民意識調査より

Ⅱ. 地域での助け合い・支え合い

1. 地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実

地域には自治会・町内会をはじめ様々なコミュニティがあり、こうした地域コミュニティの活動が、地域福祉を推進していくうえでの基礎となります。

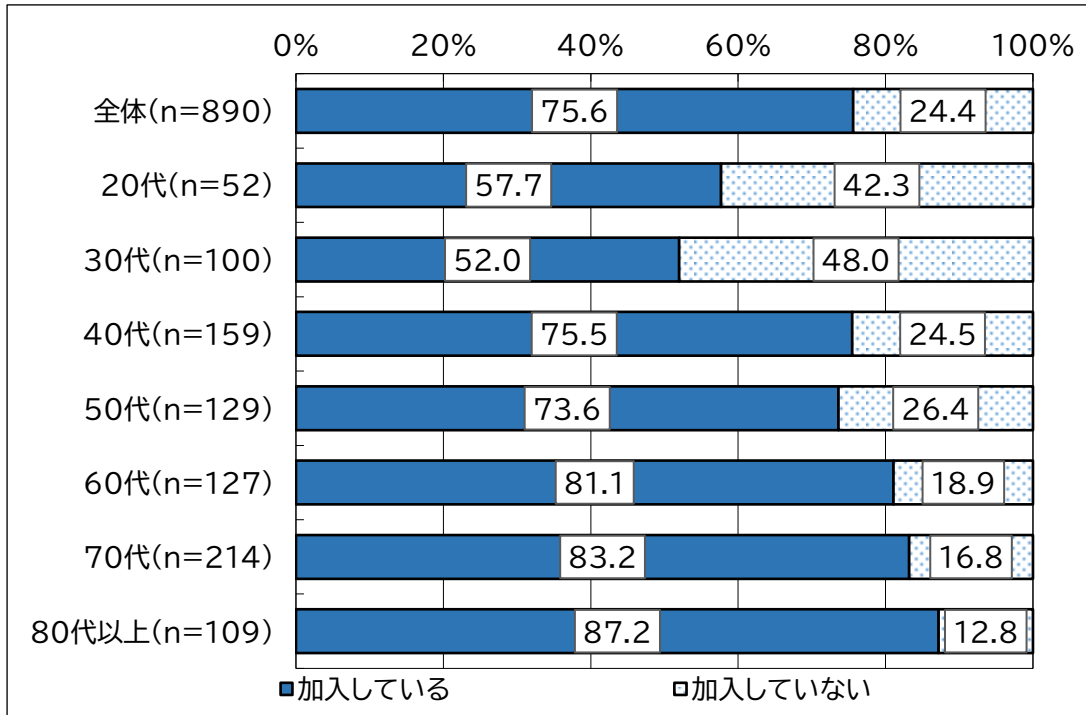
今回実施した住民意識調査の結果からは、回答者の7割の方が自治会・町内会に加入しているという結果でした。しかし、一方では20歳代、30歳代の自治会・町内会加入率が低く、それは、地区懇談会においても課題として多く挙げられ、自治会・町内会組織で活動されている方々は、会員の減少や組織活動の中心的担い手の高齢化など、組織の活性化の必要性を切実に感じています。

地域福祉の推進においては、若者・高齢者を含めた地域住民全員が主体となって、行政や施設・事業者、そして市社会福祉協議会などの協力を得て、地域の福祉を支える新しい地域づくりを行うことが重要です。こうしたことから地域コミュニティの基礎である身近な近所づきあい、自治会・町内会の活性化が必要です。

少子高齢化が進む中、地域における助け合い活動を活性化するためには、地域において子どもから高齢者まで、様々な年代の人や立場の異なる人が交流できる場が必要です。

公民館は、社会教育機関であり、生涯学習の場として地域の子どもから高齢者までの各種住民の地域活動、地域福祉や防犯、青少年健全育成、子育て支援、ボランティア育成などの地域活動の拠点となっています。文教領域とも密に連携を図り、公民館や既存の公共施設や福祉施設を、地域でのふれあいや交流と生きがいづくりの場として活用するとともに、住民の参画や地区社会福祉協議会のサロン活動の場としても活用するなど、様々な機能を発揮していくことが求められています。

図表 34 自治会の加入状況(年齢別)



※木更津市地域福祉計画策定のための住民意識調査より

2. 地域の助け合い活動の推進

今回実施した住民意識調査からは、地域でお互いに助け合ったり、親しくしている親せき・近所の人がないという回答が目立ちました。また、地区懇談会においても、近隣住民との交流の少なさ、地域住民同士のつながりのなさ、連帯意識の希薄化などが課題として多く挙げられました。価値観の多様化や生活様式の変化に伴い、地域社会の連帯感は希薄になる一方で、「地域住民がお互いに協力し、住みやすい地域をつくること」を望んでおり、地域住民が互いに協力して助け合える地域社会づくりが求められています。

住民一人ひとりが、自分たちの住む地域のことに関心を持ち、地域でのニーズや生活課題を把握し、その解決に向けて学習を積み重ね、協力して身近な支え合い活動へと結び付けていくことが重要であり、お互いに助け合って、みんなが住みよい地域を目指していくことが求められています。

そのためには、日ごろから挨拶や声かけなどによりつながりを深めていくこと、元気な高齢者や、豊かな知識や能力、経験を有する地域の人材、社会福祉法人、民間の福祉サービス提供者、民生委員・児童委員、自治会・町内会などとの連携をもとに協力体制をつくっていくことが必要です。また、地域でふれあい、助け合うための見守り体制やボランティア活動の活性化を図っていくことも必要です。

特に災害時には要介護高齢者や障がい者など、支援を必要とする方々への声かけを行うなど、避難の体制をつくっていくことが重要です。

Ⅲ. 地域福祉を支える人材の育成

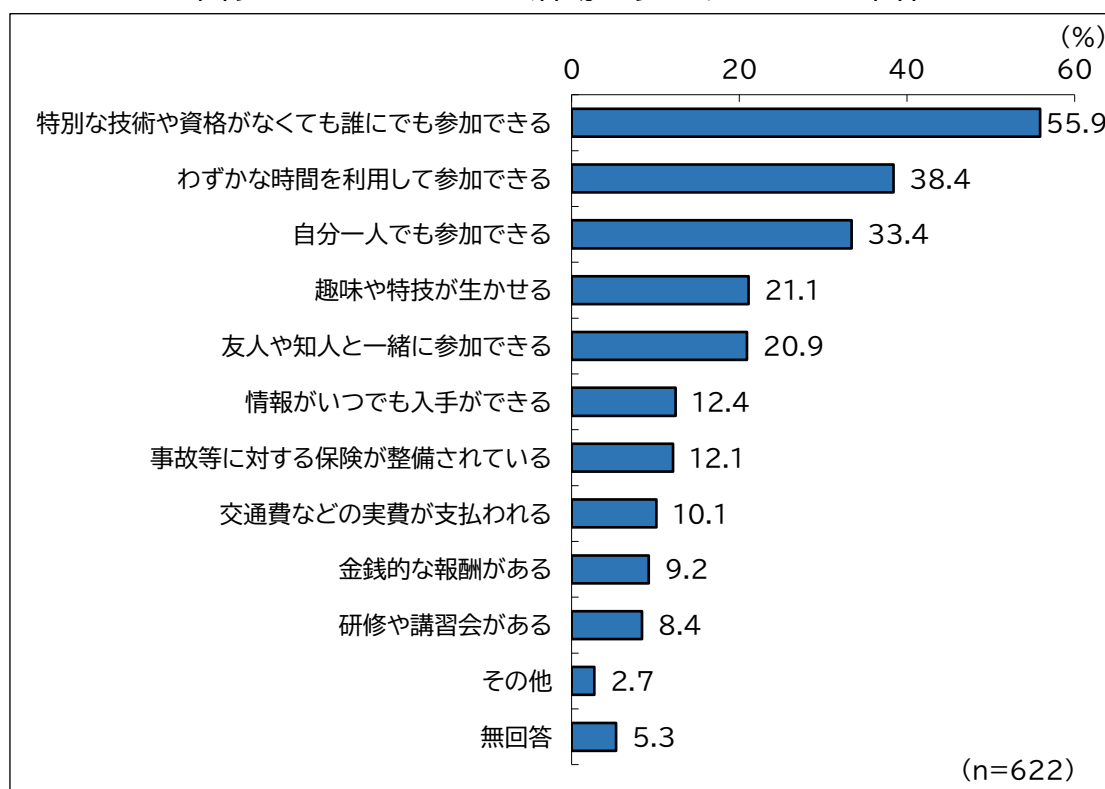
1. 地域福祉の担い手づくり

今回行った住民意識調査によると、多くの住民が清掃活動やイベント活動など身近に参加できるボランティア活動などに参加しており、また、それらの活動に継続して参加したいと回答しています。今後、こうした活動に参加するための条件として「特別な技術や資格がなくても誰にでも参加できる」、「わずかな時間を利用して参加できる」、「自分一人でも参加できる」、「趣味や特技が生かせる」、「友人や知人と一緒に参加できる」などが多く挙げられており、「誰でも」「短時間で」「気軽に」参加できる活動へのニーズが多くみられています。

したがって、今後は地域福祉活動に地域住民が参加するきっかけづくりや、地域福祉活動を牽引するリーダーの育成とともに、地域の実情にあったボランティア活動ができるようにコーディネートする担い手の育成に努めることが求められます。

また、行事やイベントなどを通じて、地域活動やボランティア活動について周知する機会を増やすなど担い手の発掘に努めることが望まれます。

図表 35 ボランティア活動に参加するための条件



※木更津市地域福祉計画策定のための住民意識調査より

2. 中高年パワーの活用

高齢化が進行する中であって、地域活動の多くは高齢者層や中高年層によって支えられているのが現状です。しかし、多くの中高年層は、社会との繋がりを仕事中心でしか持たず、地域社会との繋がりが希薄になりがちです。その結果、仕事を退職した後、地域社会から孤立してしまうケースもあります。

このような中高年層を、いかに地域で元気な高齢者として地域活動へ参加してもらい、また、生きがいづくりに繋げてもらうのか、いわゆる「団塊の世代」が地域活動へ主体的に参加できるようPRし、社会活動参加への促進と生きがいの創造を図り、地域の中に埋もれている中高年パワーを活用する仕組み作りが求められます。

3. 社会福祉法人と連携した小地域活動の推進

社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として「地域における公益的な取り組みを実施する責務」が明記されています。特定の社会福祉事業の領域にとどまることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに対応していくことが期待されており、本市の実情に応じた取り組みがなされるよう、一層の連携強化を行う必要があります。

第5節. 第3期地域福祉計画の評価

1. 第3期地域福祉計画について

地域福祉計画は保健福祉の関係各課の各個別計画を実施するため、横断的な視点から推進していくための計画とされています。

第3期地域福祉計画の計画年度は平成29年度から令和3年度までの5年間ですが、この計画年度中に「健康推進課『健康ささらづ21』、『国民健康保険保健事業計画(データヘルス計画)』」、「子育て支援課『子ども・子育て支援事業計画』」、「高齢者福祉課『高齢者保健福祉計画』、『介護保険事業計画』」、「障がい福祉課『ささらづ障がい者プラン』」、「自立支援課『成年後見制度利用促進計画』、『自殺対策計画』」に基づく事業を展開しています。

2. 取り組みの評価

第3期地域福祉計画の『市の役割』について内部検証をした結果、次の部分が引き続き課題となっていると分析しました。

- ・日常生活自立支援事業と成年後見制度の情報提供
(第3期地域福祉計画書 P64)
- ・当事者組織についての情報提供や当事者組織との連携
(第3期地域福祉計画書 P65)
- ・地域組織や福祉関係者等との地域課題の共有やネットワークづくり
(第3期地域福祉計画書 P66)
- ・避難行動要支援者支援への取り組み
(第3期地域福祉計画書 P69)

また、この4年間の成果としては、福祉部の所管事業ではないものも含まれますが、

- ・官民連携による移動スーパーの運行
- ・高齢者タクシー利用助成
- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・コミュニティソーシャルワーク事業の開始

などの事業に取り組み、市民福祉の向上に努めてきました。

第3章 計画の基本理念と目標

第1節. 基本理念

少子高齢化の急速な進展や産業構造の変化、ライフスタイルの多様化などにより家族の絆や地域のつながりが薄れる中、私たちは、一人ひとりが安心して、いきいきと暮らせるまち、物質的な豊かさのみならず、精神的にも豊かさを実感できるまち、快適に住み続けたいと思う木更津市を目指し、人が中心のまちづくりを次世代に引き継いでいかななくてはなりません。

核家族化の中で介護をしている家庭や子育て家庭の中には地域での身近な支えがない中、孤立し課題を抱え込む家庭もあります。住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには地域包括ケアの構築が欠かせません。介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを日常生活の場で一体的に提供し、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、地域住民、地域の活動団体、サービス提供事業者、行政がそれぞれの立場で連携・協働して取り組んでいく必要があります。医療や介護の連携によるサービスの一元的提供や、公的サービスと住民の参加・協働による地域での支え合いを有機的に結び付けた、地域での自立生活支援を統合的に展開するコミュニティソーシャルワーク機能が求められています。また、これまでは高齢、障がいといった分野ごとに縦割りでサービスの相談、提供を行ってきました。しかし、地域福祉、地域包括ケアは相談者をたらい回しにさせる縦割り行政ではなく、誰もが身近なところで気軽に安心して総合的に相談できる全世代支援のワンストップサービスを目指していきます。

増大・多様化する住民のニーズに適切に対応するには様々な人々が協働・連携して、一人ひとりが生きがいのある生活を送ることができるよう地域福祉を推進していく必要があります。

地域課題の早期発見や解決に向けて地域住民が主体的に福祉の担い手となり、「地域のことは、地域の中で相談し、解決していく」というように、地域の健康課題及び福祉課題に対して多くの住民が参加し、意見交換や交流が行える場の確保を図り、地域住民同士の支え合い、助け合い、見守りを基本として、自治会・町内会をはじめとする地域活動団体や事業者との更なるネットワークの構築と強化に取り組んでいきます。

また、地域の社会福祉法人などが地域の団体との交流を進め、より多くの住民とともに地域づくりに貢献できるよう働きかけをしていきます。

健康づくりでは、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、予防可能な生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組みます。

避難行動要支援者の支援について、発災直後の初動期においては自力で避難することが困難な方への支援を民生委員・児童委員、自治会・町内会、社会福祉協議会、介護サービス事業者など、多様な担い手と連携を図り、重層的な支援体制の整備に取り組めます。

また、地域の商店街、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、各戸を訪問する宅配事業者、電気・ガス・水道などのライフライン関係の事業者などと連携して平常時か

らの地域の見守り活動等を実施していくことも必要です。

生活保護受給者が増加する中で、保護開始前のより早い段階での就労支援など、ハローワークをはじめとした雇用関連機関との一層の連携を図り生活困窮者※¹の自立支援にも引き続き取り組んでいきます。また、生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業などの検討も行っていきます。

本計画は高齢者、障がい者など誰もが地域で暮らしていく際に必要となる福祉の各分野の基本的な考え方を明らかにする計画としました。

この計画の基本理念の「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」は、第1期計画策定にあたり、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていくことのできる地域福祉を推進するために、地域住民、事業者、行政、市社会福祉協議会が連携して、協働し支え合うことが重要であるとの認識から定めたもので、引き続き第4期地域福祉計画においても継承することとしました。

基本理念

「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」

第2節. 基本目標

I. 住みよいまちづくりの土壌を創ろう！

～地域の生活課題に対応した施策の充実と相談体制の構築～

地域包括ケアシステムの構築のためには、行政による公的なサービス「公助」だけでなく、社会保障制度などの「共助」、住民同士で助け合い・支え合う「互助」や、自分のことは自分で行う「自助」を組み合わせていくことがこれまで以上に必要となってきました。

地域住民の生活課題は、必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって充足されるものではありません。福祉・保健・医療、その他生活関連分野にまたがるもので、また、公共的サービスや民間によるサービスも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせることによって満たされることが少なくありません。その人に必要なサービスを使いながら個別の課題解決とともに地域全体の社会資源に目を向け、社会福祉協議会とも協力しながら足りないサービスは作り出し、多職種が連携し、地域全体の福祉の向上を目指そうというコミュニティソーシャルワークの機能が重要です。また、地域福祉の推進においては、地域の身近なところで、各分野の相談機関が連携を密に取ることにより、ワンストップで、高齢者だけではなく、障がい者も子どもも誰もが総合的かつ包括的な相談を受けることができ、サービスの適切な利用に結びつけられる体制の整備が必要です。

コミュニティソーシャルワーカー※⁵のバックアップのもと、多様なサービスを提供する機関が十分な連携を図ってネットワークを構築していくことが不可欠です。

基本方針

1. 対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築
2. 生活困窮者自立支援の方策
3. 必要なサービスを提供するためのしくみづくり
4. 福祉サービスを支えるしくみの充実
5. 高齢者や障がいのある人など当事者組織への支援
6. 健康づくり、介護予防、生きがいづくりへの支援
7. 地域における子育ての支援
8. 避難行動要支援者への支援体制づくり

誰もが安心してどんなことでも相談できる総合相談の体制を整えるとともに、コミュニティソーシャルワーク機能の展開に努めていきます。また、様々な制度の趣旨を周知するためにわかりやすい情報提供に努めます。

必要とされるサービスを提供するためには、相談者の状況を聞き取り、アセスメントを行い、ニーズを把握し、状況に応じた支援や関係機関へ引き継ぐことが必要です。また、サービスの提供にあたっては、地域の実情や地域の情報を収集し、より質の高いサービスを提供できるよう人材育成や、福祉サービス事業者のネットワークづくりを推進

するとともに、同じような支援を必要としている人たちによる組織活動を支援します。

福祉サービスの利用が自己選択・自己決定に変わる中、認知症や障がいのために判断能力が十分でなくても安心して生活できるよう成年後見制度^{※2}の普及啓発と市民後見人^{※6}の育成に取り組む必要があります。また、日常生活自立支援事業についても今後も充実を図っていく必要があります。

さらに、生活困窮者への対応では自立相談支援事業、住居確保給付金の支給事業の更なる充実を図るとともに子どもの学習支援事業にも取り組んでいきます。すべての住民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、緊急時お互いに声をかけあい、安否確認などを行う災害時の支援体制を作っていくとともに、自殺予防のための対策や健康づくりなど保健・医療との連携を図ります。

子育て家庭に対しても、周囲の理解不足などから孤立化しないよう、地域での身近な支えを支援していきます。

この計画を進めるにあたっては、保健福祉分野はもちろんのこと、庁内関係各課との連携を図り、それぞれの施策の実現を目指していくことが重要です。

II. 風とおしのよいまちを創ろう！

～地域での助け合い・支え合い～

近年、大規模な自然災害の発生が増えています。救助活動や避難生活を通じて被災者同士がお互いに助け合う「絆」の重要性が再認識され、被災地では、この助け合いの精神こそが困難な状況を乗り越える力となっています。

かつて私たち日本人も、農耕などの共同作業を目的とした集落の中で、困っている人がいれば気軽に相談にのり、できることがあればやさしく手助けをし、一人の手に余るようなことであれば、集落の人たちで一緒に考え、共同して問題の解決を図り、集落を守るという意識で結束してきました。こうした伝統的なコミュニティを維持している地域は、今も木更津市内に見られます。

しかし、市全体としては、大企業の進出などに伴い、全国各地から移り住んだ人々の価値観の多様化と生活様式の変化、核家族化がますます進行してきています。それに伴い、かつての伝統的な地域扶助の機能や家庭の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化し、従来型のコミュニティの形成が困難な地域が広がってきています。

このような状況のなか、自治会・町内会をはじめとする地域活動団体の担い手不足の解消と活性化が課題となっています。より住みやすく安心して暮らせる地域をつくるためには、住民の一人ひとりが連帯意識を高め積極的に地域活動に関わる必要があります。

基本方針

1. 地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実
2. 地域の助け合い活動の推進

助け合い、支え合いの意識を啓発し、元気な高齢者が地域活動の中心として活躍できるようボランティアセンターの活性化を図るとともに、地域で気軽に集まる場としてのサロン活動※3を通して、参加者が地域での関わりを持つ中で地域のニーズ発見につなげていきます。また、住民が自治会・町内会、NPOなど、様々な地域活動団体に参加しやすい環境を整え、地域コミュニティの充実と活性化を推進します。

地域福祉活動推進のため、住民が集う場所や地区社会福祉協議会の活動拠点の充実を図ります。

Ⅲ.「これから」を支える人を育てよう！

～地域福祉を支える人材の育成～

戦後のベビーブームによる人口の急増世代、いわゆる団塊の世代が現役を退き、地域社会の各分野にわたり人材として期待されています。

既存の組織も高齢化の悩みを抱えながら運営をしている中で、今後、団塊の世代を中心として、手助けだけでなく、運営への積極的な参加が必要となってきます。

従来の運営は、年齢層に分けた取り組みになりがちでしたが、多くの住民と一緒に参加してもらうといった世代間交流にも取り組んでいきます。また、福祉教育と地域福祉活動をリンクさせ福祉的課題に対する小・中学生の体験学習の充実を図り、将来の地域福祉の担い手を育成していくことも重要です。

基本方針

1. 地域福祉の担い手づくり
2. 中高年パワーの活用
3. 社会福祉法人と連携した小地域活動の推進

地域福祉をより向上させるため、地域福祉活動の推進役となるリーダーの育成やボランティア活動をコーディネートできる人材の育成、ボランティア活動などの活性化を支援します。

また、地域福祉活動の輪を広げていくために、ボランティア講座の充実などにより、特に中高年層の参加を促し、地域福祉の担い手として育成します。

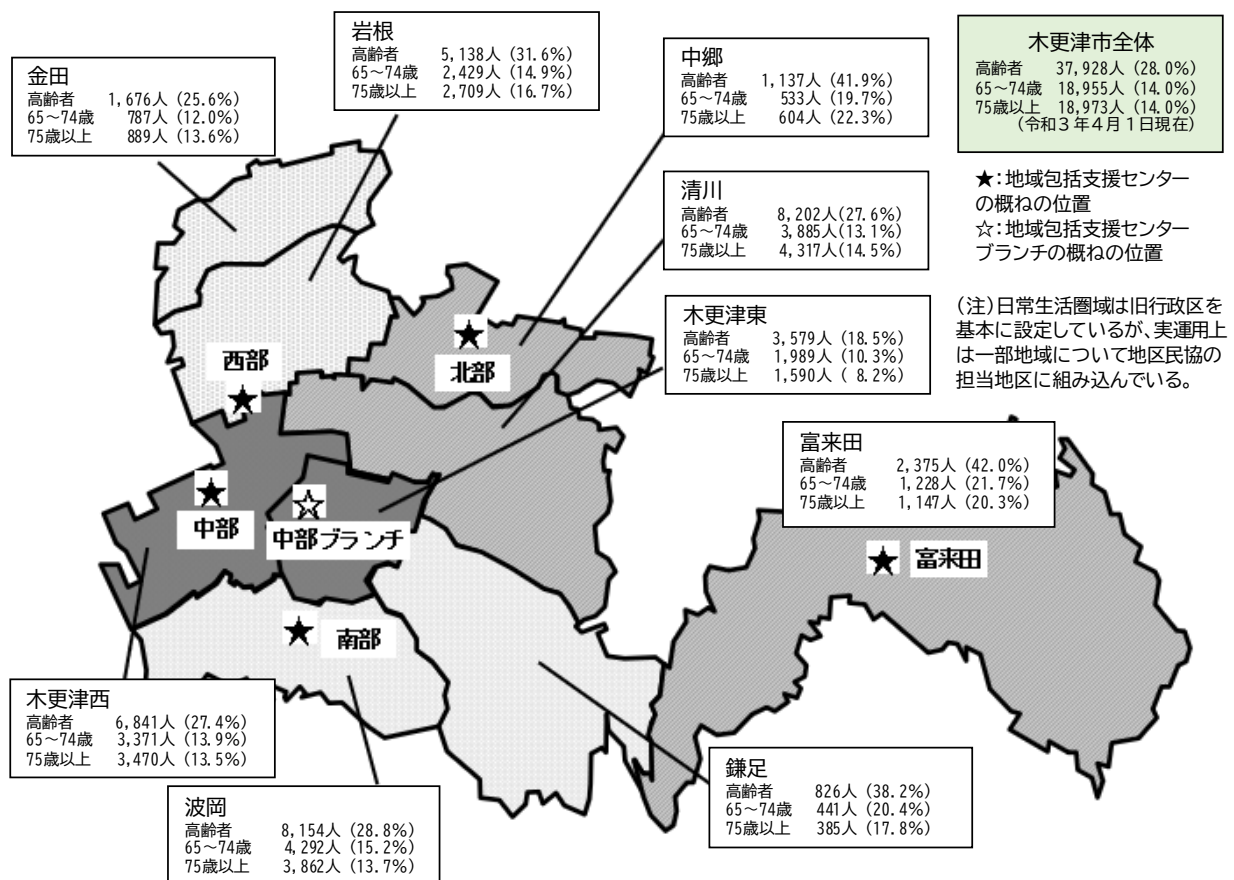
特別養護老人ホームや保育園を運営する社会福祉法人などが地域の拠点となってサービスの提供や開発等を行い、多くの住民が地域づくりに参加できるよう取り組んでいきます。

第3節. 木更津市の福祉圏域(日常生活圏域)

市全体を対象とした総合的な施策を推進するための「全市域」(大圏域)、旧行政区である9地域(中圏域)を基本にし、この9地域(中圏域)を人口規模などから中部(木更津西、木更津東)南部(波岡、鎌足)西部(金田、岩根)北部(中郷、清川)富来田の5地域に分け、ここに地域包括支援センター※4を設置しています。

この9地域はその中に15地区(小圏域)があり、15地区(小圏域)は地区民生委員児童委員協議会の地区と重なっており、住民に身近な地区として日常生活圏域と定め、社会福祉協議会の地区活動などもこの単位で行っています。

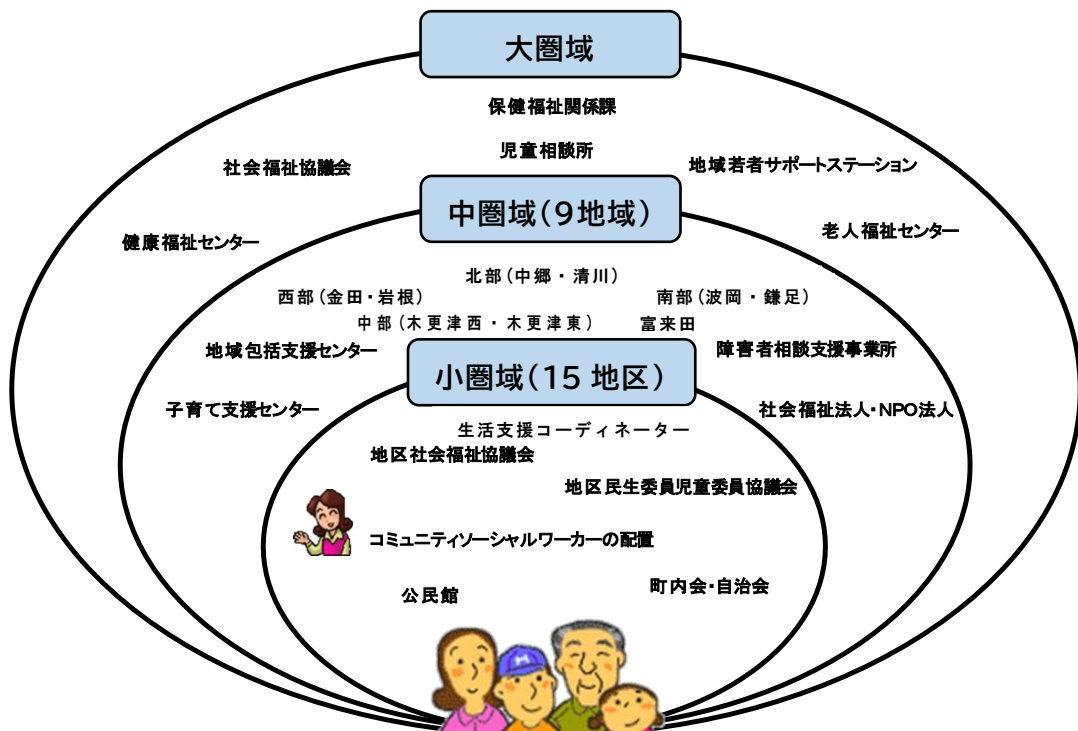
図表36 日常生活圏域の区域図



図表37 福祉圏域(日常生活圏域)の概要

区分	圏域	圏域の概要
大圏域	全市域	市全体を対象とした総合的な施策を企画・推進し隣接市や県・国との協議等を行う。地域では解決が困難な課題、専門的なサポートが必要な課題等に対し最終的な受け皿となる範囲です。
中圏域	9 地域	旧行政区の圏域で地域包括支援センターは人口規模等から中部、南部、西部、北部、富来田の5圏域で設置しています。
小圏域	15 地区	地区民生委員児童委員協議会の地区と同じで、日常圏域と定めている。中学校は13あり、ほぼ15地区と重なる。地区社会福祉協議会の活動もこの15地区を基本に行っている。地域住民同士のつながりにより日常的な支え合い活動や見守り活動、災害時の対応や支援などを行う範囲です。

図表38 福祉圏域(日常生活圏域)のイメージ図



基本理念

「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」

基本目標Ⅰ．住みよいまちづくりの土壌を創ろう！ ～地域の生活課題に対応した施策の充実と相談体制の構築～	
1	対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築
2	生活困窮者自立支援の方策
3	必要なサービスを提供するための仕組みづくり
4	福祉サービスを支える仕組みの充実
5	高齢者や障がいのある人など当事者組織への支援
6	健康づくり、介護予防、生きがいづくりへの支援
7	地域における子育ての支援
8	避難行動要支援者への支援体制づくり

基本目標Ⅱ．風とおしのよいまちを創ろう！ ～地域での助け合い・支え合い～	
1	地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実
2	地域の助けあい活動の推進

基本目標Ⅲ．「これから」を支える人を育てよう！ ～地域福祉を支える人材の育成～	
1	地域福祉の担い手づくり
2	中高年パワーの活用
3	社会福祉法人と連携した小地域活動の推進

第4章 地域福祉計画の取り組みの方向性と展望

I. 住みよいまちづくりの土壌を創ろう！

～地域の生活課題に対応した施策の充実と相談体制の構築～

基本方針1

対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築

現状と課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えており、家族や公的なサービスだけでは、支えることが難しくなっています。
- 複雑な家庭環境の中で、複合的な福祉課題を抱え、サービスや支援制度につながらない人が地域で暮らしています。
- 高齢者の相談窓口として、地域包括支援センター※4が整備されていますが、地域包括ケアシステムの中核的な機関として更なる機能強化が求められています。
- 現状の支援は、法律ごと縦割りのサービス提供となっており、複合的な課題を抱える世帯に各関係機関がばらばらに対応している例も見受けられます。
- 住民意識調査の結果では、「福祉・保健分野の情報を知る方法」として、広報紙からが62.7%となっています。

今後の方針

対象者横断(全世代・全対象型)相談・支援窓口の設置

保健や福祉に関する必要なサービスを、誰もが必要なときに必要な情報を円滑に利用できる環境を整えるために、身近な場所における相談・支援窓口を設置します。

また、地区社協単位に対象者横断の支援を行うコミュニティソーシャルワーカー※5の配置を拡充します。コミュニティソーシャルワーカーは、市の相談・支援窓口や地域包括支援センター等の専門機関や民生委員児童委員と連携し、複合的な課題を抱える世帯・生活困窮者※1・制度の狭間にある人たち等、対象者横断の支援に取り組みます。

主な取り組み

【重点施策】

No.1: 重層的支援体制整備事業の実施(高齢者福祉課、障がい福祉課、子育て支援課、自立支援課、こども保育課、社会福祉課)

●制度ごと・分野ごとの縦割りや、支える側、支えられる側という従来の関係性を越えた地域一人ひとりの多様性を前提として、第6章に掲げる「重層的支援体制整備事業実施計画」を実施します。

No.2: 対象者横断の相談・支援窓口の設置と住民への周知(自立支援課)

●自立支援課の相談支援体制の強化を図ることで、コミュニティソーシャルワーカーとともに多様な主体が連携した包括的な相談支援体制を推進します。

No.3: 社会福祉協議会への地区担当コミュニティソーシャルワーカーの配置(社会福祉課)

●木更津市社会福祉協議会内にコミュニティソーシャルワーカーを配置し地域における要援護者等又はその家族・親族等の支援を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行います。

No.4: 民生委員・児童委員活動への支援(社会福祉課)

●民生委員協力員の嘱託を行い、地域住民への訪問や相談活動などを実施し民生委員・児童委員の活動負担の軽減を図ります。

No.5: 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の周知(社会福祉課、子育て支援課)

●ホームページや民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の中で活動や役割の周知を行います。(社会福祉課)

●子育て世代の地域の身近な相談役であり、行政や地域とのつなぎ役である主任児童委員の活動の周知を図り、子どもの健全な育成を推進します。(子育て支援課)

No.6: 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会への支援(社会福祉課)

●木更津市社会福祉協議会へ事業費及び運営費の補助を行います。

No.7: 地域包括支援センターの機能強化及び活動の周知、基幹相談センター及び相談支援事業所の活動の周知(高齢者福祉課、障がい福祉課)

●基幹相談センター及び指定特定相談事業所の活動の周知を行います。(障がい福祉課)

●地域包括支援センターの機能強化及び活動の周知を行います。(高齢者福祉課)

No.8: 「広報きさらづ」やホームページ、コミュニティ放送を活用した情報提供の一層の充実(福祉部内各課)

●市広報紙やホームページを活用して福祉サービス等の情報提供を行います。

No.9: 住宅確保に対する支援(自立支援課)

●住宅確保要配慮者に対する住宅確保に係る支援を行います。

No.10: 自殺予防の推進(自立支援課)

●木更津市自殺対策計画に定める取り組みの推進を図ります。

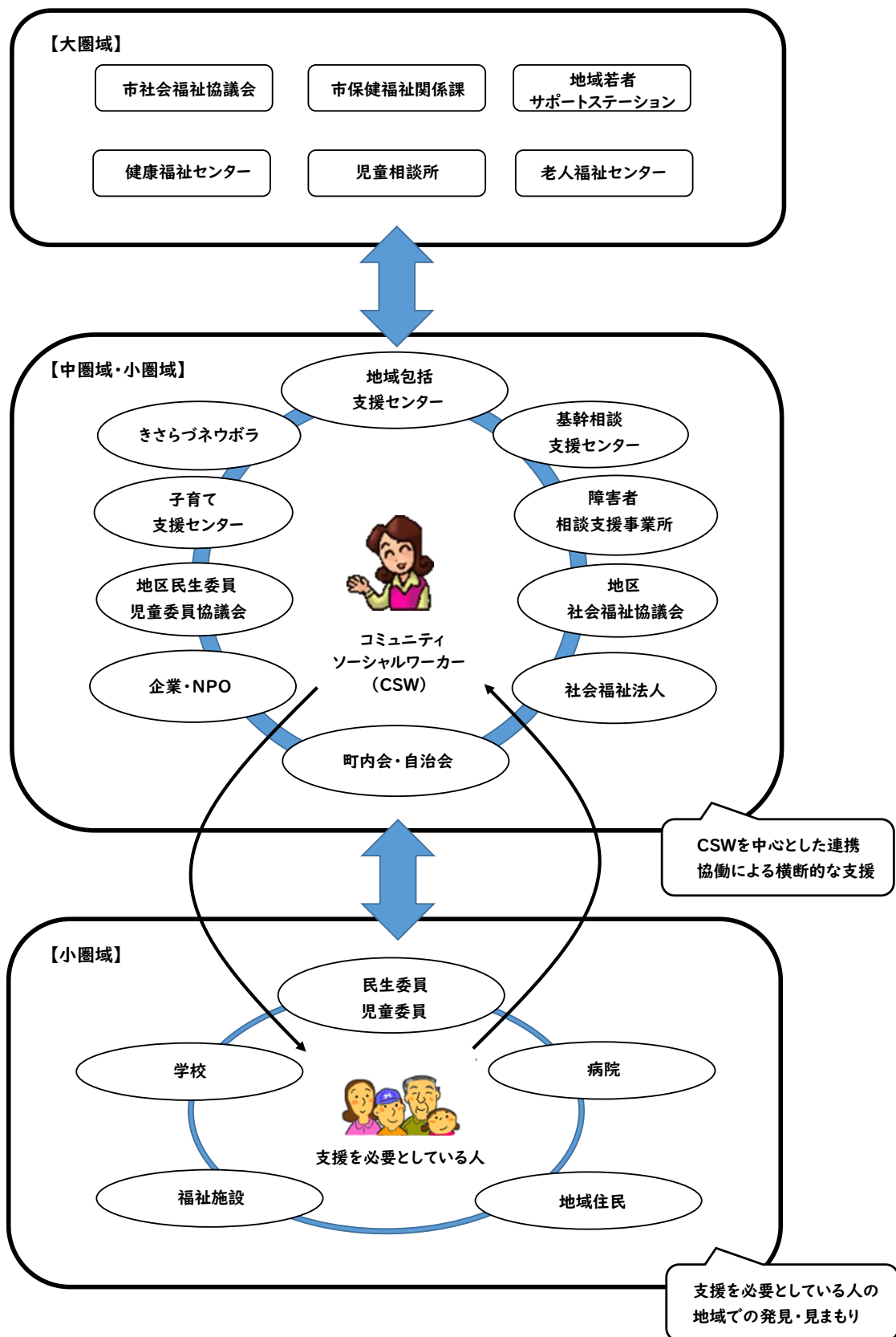
No.11: 虐待防止及び再犯防止対策の推進(福祉部、健康こども部)

●子ども、高齢者、障がいのある人等に対する虐待の防止とともに、犯罪をした者が再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

No.12: 庁内各課・関係団体との連携強化(自立支援課)

●庁内各課や社会福祉協議会等の関係団体との連携を一層強化し、対象者横断の相談・支援体制の構築に取り組みます。

図表 39 コミュニティソーシャルワーカーによる横断的支援のイメージ図



現状と課題

- 経済環境や雇用情勢の変化により、低所得者層や非正規雇用労働者が増加しています。
- 就労意欲があっても、高齢、障がい、子育てや健康問題など、様々な理由から働けない人達があります。
- 経済的に困窮している人が増加しており、このような人を困窮状態から脱却させることが大きな課題となっています。
- 住民意識調査の結果では、経済状況が「苦しい」、「かなり苦しい」と答えた人が、26.0%います。
- 全国の統計では、子どもの相対的貧困率が 13.5%で、約7人に 1 人の子どもが貧困状態にあるといわれています。また、生活保護世帯の子どもが、将来また生活保護を受けるという貧困の連鎖が社会の問題となっています。

生活困窮の背景

生活困窮の背景には、安定した雇用の減少や勤労世代の所得の低下のほか、ひきこもり、不登校・高校中退、精神疾患、家庭環境、高齢化、核家族化、孤立といった様々な要因があり、生活困窮の概念は広がりを見せています。

現行の各種の相談窓口や制度は、対象者が限定されている場合が多く、複合的に課題を抱える支援ニーズの高い困窮者が制度の狭間に置かれているといった状況がうかがえます。

課題がより複雑化・困難化する前の早期の段階で支援を行うことによって、自立の助長を図ることが求められています。

今後の方針 生活困窮世帯自立支援事業の充実

市では、現在、生活困窮者自立支援事業の必須事業である「自立相談支援事業」と「住居確保給付金事業」、任意事業である「子どもの学習・生活支援事業」、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」を実施しています。今後は、多分野の連携による各事業の一層の充実を図ります。

主な取り組み

No.1: 対象者横断の相談・支援窓口と連携した支援(福祉部内各課)

- 福祉部内の相談・窓口で連携し、包括的な支援を継続的に行います。

No.2: 社会福祉協議会の地区担当コミュニティソーシャルワーカーと連携した地域づくり(社会福祉課)

- 木更津市社会福祉協議会に委託しコミュニティソーシャルワーカーを地域に配置することにより、地域福祉の向上を図ります。

No.3: 生活困窮世帯の子どもの学習支援(社会福祉課)

- 社会的・経済的困難を抱える世帯等の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学等を目指します。

No.4: ハローワーク・地域若者サポートステーションと連携した支援(自立支援課)

- 働くことについての悩みを抱えている人が就労に向かうことができるように、ハローワークや地域若者サポートステーションと連携し、継続的な支援を行います。

No.5: 商工会議所等と連携した職場体験などの協力事業者の開拓(自立支援課)

- 様々な事情から一般就労で働くことが難しい方に対して働く場を提供し、その中で一般就労に向けた訓練を行います。

No.6: 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の生活福祉資金貸し付けとの連携(社会福祉課、自立支援課)

- 木更津市社会福祉協議会において福祉資金貸付制度として生活福祉資金の貸付を行います。

No.7: 特定地方公共団体による無料職業紹介事業(自立支援課)

- 地方公共団体による無料職業紹介事業を実施することで公共職業安定所等と連携した包括的で多様な社会参加・就労支援体制を推進します。

基本方針3

必要なサービスを提供するためのしくみづくり

現状と課題

- 社会福祉の制度は、市民が利用するにあたって、複雑でわかりにくい現状です。
- 市民が求める福祉サービスや地域課題の早期の把握が求められています。

今後の方針

情報収集活動の充実

地域課題や求められる福祉サービスが複雑かつ多様化する中で、地域住民が求めるサービスを把握するため、地域住民の声を聞き、情報収集活動を一層進めるとともに、福祉関係機関や地域活動組織との連携を図り、必要なサービスの把握に努めます。

そのために、地域課題の把握を目的とした地区懇談会を、市社会福祉協議会と共同して開催します。また、市社会福祉協議会は地区で展開している「サロン活動^{※3}」に傾聴ボランティア^{※7}を配置していますが、そのようなサロン活動の数を増やし、傾聴ボランティアやコミュニティソーシャルワーカーと連携して福祉ニーズの早期発見を行います。

主な取り組み

No.1:地区懇談会の開催(社会福祉課)

- 地域課題の把握を目的とした地区懇談会を開催します。

No.2:サロンの開催場所の増設(社会福祉課)

- 社会福祉協議会主導での住民交流の拠点としてのサロン活動の増設をします。

No.3:認知症等高齢者見守り事業などの実施により、支援を必要とする世帯を把握するとともにそのニーズを把握(高齢者福祉課)

- 地域での見守り活動を支援するとともに、登録を希望する高齢者の住所、氏名、緊急連絡先、かかりつけ医等の情報を市や地域包括支援センターに登録することで、緊急時の対応や早期に必要な支援を行います。

No.4:支援を必要としている人とサービスを提供する人との調整を図る人材の育成(社会福祉課)

- 木更津市社会福祉協議会にてコミュニティソーシャルワーカー養成研修会を行い、人材の育成を行います。

現状と課題

- 福祉サービスの質の向上が求められています。
- サービス利用者やその家族が、福祉サービスの苦情や要望をサービス提供事業者
に、直接言いにくいという状況があります。
- 認知症や障がいなどにより、福祉サービス利用の契約や利用料の支払い、日常の
金銭管理が出来ない人たちがいます。また、日常生活が困難となり、後見人を必要
とする人が増えてきています。

今後の方針1 苦情解決のしくみの活用

苦情解決のしくみを活用し、サービス利用における苦情や要望の把握と解決に向け
た取り組みを強化し、更なるサービスの質の向上へとつなげていきます。

今後の方針2 日常生活自立支援事業と成年後見制度^{※2}の利用促進

福祉サービスは、自分で必要なサービスを選び、契約を結んで利用するしくみへの
移行が進んでいます。自らその内容を理解し、判断することが困難な高齢者や障がい
のある人が安心して必要なサービスを受けることができるように利用の推進を図りま
す。

主な取り組み

No.1:市の相談窓口でのサービス利用の苦情の受付(福祉部内各課、市民活動支援課)

- 福祉サービスの利用に関する苦情に対し、窓口で対応し、解決に努めます。(介護保険課)
- 市政要望については、窓口・電話・手紙・FAX・メール・HPからの問い合わせフォーム・らぶナビの投稿レポートなど、多様なチャネルでの受け付けを継続します。(市民活動支援課)

No.2:福祉サービス利用者サポートセンター(千葉県運営適正化委員会※⁸)の活用(福祉部内各課)

- 福祉サービス利用者からの苦情等を解決するために福祉サービス利用者サポートセンターへ相談等を行います。

No.3:福祉サービス事業者の第三者評価受審の促進(福祉部内各課、健康こども部)

- 福祉サービスを提供する福祉施設・事業所のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、福祉サービスの質の向上を図ります。

No.4:市社会福祉協議会の成年後見支援センター事業の推進(自立支援課)

- 市民からの権利擁護に関する相談にあたって、市及び木更津市社会福祉協議会が連携して成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他のサービスの案内等について総合的に対応します。

No.5:成年後見の市長申し立て(自立支援課)

- 成年後見制度利用の申し立てができる4親等以内の親族がいないなどの人に対し、市長申立を行います。

No.6:市民後見人※⁶育成(自立支援課)

- 地域における身近な存在として、被成年後見人等の意思を丁寧にくみ取って後見等事務を進めていくことができる市民後見人を養成します。

No.7:日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発(自立支援課)

- 幅広く市民全体に成年後見制度を普及啓発し、成年後見制度への関心を高めます。

現状と課題

- シニアクラブ連合会のヒアリングでは、高齢者の就業率の上昇を背景とする会員数の減少、会員の高齢化、また、活動に伴う交通手段の確保等の課題が出されました。
- 身体障害者福祉会のヒアリングでは、会員の高齢化と新規加入者がいないこと等が課題として出されました。
- 手をつなぐ親の会のヒアリングでは、親亡き後の障がい者の生活について不安がある等が課題として出されました。
- ひとり親家庭に支給される児童扶養手当受給者は、市全体で 955 人(令和 3 年 9 月1日現在)となっています。

今後の方針

当事者組織への支援

福祉の充実に向けて、家族を含む当事者が果たす役割は重要です。当事者とボランティアなどの福祉関係者や市、市社会福祉協議会などは連携に努め、お互いに協力するとともに、様々な立場から高齢者、身体・知的・精神の各障がい、ひとり親など当事者組織の活動への支援を進めます。

主な取り組み

No.1:当事者組織についての情報を提供(高齢者福祉課、障がい福祉課)

- 多くの高齢者が参加できるように団体の情報を提供します。(高齢者福祉課)
- 障がい特性に応じた相談ができるように、各障害者団体の情報を提供します。(障がい福祉課)

No.2:当事者組織の運営や活動を支援(高齢者福祉課、障がい福祉課)

- 高齢者が健康でいきがいのある活動的な生活が送れるようにシニアクラブへ支援を行います。(高齢者福祉課)
- 市内に在住する障がい児者の自主及び社会参加を図ることを目的として、継続的に活動を行う団体に対し、補助金を交付します。(障がい福祉課)

No.3:当事者組織との定期的意見交換の実施(高齢者福祉課、障がい福祉課)

- シニアクラブ連合会との意見交換を必要に応じて随時行います。(高齢者福祉課)
- 障がい児者が地域で日常生活を営むことができるように当事者組織を地域自立支援協議会の構成員として意見交換を実施します。(障がい福祉課)

No.4:当事者の各種会議への参加(意見等発言の機会の提供)(高齢者福祉課、障がい福祉課)

- 当事者の各種会議へ参加します。(高齢者福祉課)
- 地域自立支援協議会のほか、きさらづ障がい者プラン作成等障害福祉施策に関する会議への参加により意見等発言の機会を提供します。(障がい福祉課)

No.5:ひとり親家庭等に対する支援体制の強化(子育て支援課)

- 民間ボランティア団体の交流の場の情報を提供するとともに、当事者のニーズ把握に努めます。

現状と課題

健康課題

- 市民の主要死因別死亡割合は、「がん(悪性新生物)」「心疾患」「脳血管疾患」の順に多く、「脳血管疾患」は、全国、県と比較して死亡割合が高くなっています。
- 令和2年の特定健康診査受診率は42.6%であり、目標としている47%に達していません。
- 新規透析導入患者の原因疾患は、「糖尿病性腎症」が4割を占めています。
- 要介護・要支援の認定率は17.73%で、特に要支援1、要支援2の増加傾向が顕著となっています。

生活課題(住民意識調査・各種団体ヒアリング結果より)

- 一人暮らし高齢者の増加のほか、コロナ禍で自分や家族の健康に対する不安が高まられています。
- シニアクラブ連合会のヒアリングでは、女性も気軽に参加できるイベント企画や、「生涯学習市民公開講座」のような学習の機会を増やしたいとの意見が聞かれました。

今後の方針1 予防可能な生活習慣病の発症予防と重症化予防の取り組みの推進

本市の健康実態と課題を踏まえ、乳幼児期から学童期までは、元気な身体づくりと生活習慣を確立し、成人期以降は生活習慣病の予防を中心として取り組むなど、ライフステージごとの健康目標を定め、市民主体の健康づくり推進に向けた保健活動を行います。

今後の方針2 誰もが生きがいを持って暮らすための支援

高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが地域で生きがいを持って暮らせるために、生きがいづくり活動を充実します。

今後の方針3 ネットワークづくりとサービスの向上

保健、医療、福祉やNPO、ボランティア団体などと地域の健康課題、生活課題を共有し、連携を一層強化し、課題解決のためのネットワークづくりを進めます。

主な取り組み

No.1: 妊婦、乳幼児期から高齢期へと生涯にわたる健康づくりの推進(健康推進課)

- 健康実態と課題を踏まえ、ライフステージごとの健康目標を定め、市民主体の健康づくり推進に向けた保健活動を実施します。

No.2: 予防可能な生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための支援(健康推進課)

- 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の適切な生活習慣の維持、改善により、予防可能な疾病の発症や重症化を予防します。

No.3: 健康づくりのための情報提供(健康推進課)

- 各種事業、関係団体との連携会議、広報紙、市ホームページ等を通じ健康についての知識の普及・啓発に努めます。

No.4: 健診受診率の向上に向けた取り組みの推進(健康推進課)

- 個別受診勧奨や広報などで受診を促すとともに、複数の検・健診を同時実施するなど受けやすい環境づくりを提供します。

No.5: 健康増進センター等による運動の機会の充実(健康推進課)

- 子どもの体づくり、成人の健康づくりや介護予防を目的とした各種教室・レッスンを実施します。

No.6: 保健・医療・福祉やNPO、ボランティア団体とのネットワークを形成(社会福祉課)

- 社会福祉協議会において地域の健康課題、生活課題を共有し、課題解決のためのネットワークづくりを進めます(コミュニティソーシャルワーク事業)。

No.7: 市民向け各種講座・講習の開催(社会福祉課)

- 社会福祉協議会において生きがいづくりのための各種講座・出前講座を開催します。

No.8: 公民館での健康を支援しあえる仲間づくり(中央公民館)

- 健康推進のための学びを通して、地域住民の仲間づくりを図り、地域で健康づくりを支援しあえるしくみづくりを促進します。

No.9: 障がい者や高齢者の社会参加促進(高齢者福祉課、障がい福祉課)

- 高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加ができるようにシルバー人材センターへの支援を実施します。(高齢者福祉課)
- 障がいの有無に関わらず地域で共生した社会を構築するため、市民の相互連携及びNPO 法人の活動の活性化を図ります。(障がい福祉課)

No.10: サロンの場での生きがいづくり(社会福祉課)

- 社会福祉協議会において、サロンの場を高齢者の生きがいづくり活動のひとつとします。

現状と課題

- 子育て世代が集える場所が少なく、保育者が地域の中で孤立することがあります。
- DVや児童虐待の予防、早期発見、保護、自立支援が求められています。
- 非行やいじめの防止活動が求められています。
- 高齢者とふれあったことのない子ども達もいます。

今後の方針1 家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・公民館の役割と連携

子どもは地域の中で育つことを理解し、自分の子、他人の子の区別なく地域ぐるみで声かけ、見守りなどを行います。

家庭、地域、保育所、幼稚園、学校・公民館が連携して、子育て中の家庭の子どもの健全育成を支援します。

子どもの発育、発達を正しく理解し、自ら判断して、育児していく力を支援します。

ひとり親家庭等の状況に応じて必要な支援に繋がります。

今後の方針2 世代間交流の推進

児童から高齢者まで、あらゆる世代の住民が、ともに地域で暮らしていくために、世代間の交流を推進します。

主な取り組み

No.1: 保育士の処遇改善、保育所等の拡充、整備の推進(こども保育課)

● 保育士の定着及び質の向上を図るとともに、保育の受け入れ態勢を整え、地域の子育て支援のための環境を整備します。

No.2: 家庭・地域と連携した学校教育の推進(学校教育課)

● 家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動を基本に、家庭・地域社会から信頼される魅力ある学校づくりを目指し、学校教育の充実を図ります。

No.3: 妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援の充実(子育て支援課)

● 母子保健、子育て支援、発達相談機能を有する子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる相談に対応します。

No.4: DV、児童虐待などの防止に関する啓発(子育て支援課)

● DV や児童虐待問題に対する関心、理解を得られるよう DV や児童虐待防止のための周知活動を行います。

No.5: 地域子育て支援センターを中心に、子育て支援事業を充実(こども保育課・子育て支援課)

● 市内の地域子育て支援センターを拠点に地域の実情にあった各種子育て支援事業を実施します。

No.6: 公民館での子育て世代の学びと交流の場づくり(中央公民館)

● 子ども・子育てに関する学習機会を提供するとともに、気軽に集える場を提供し、子育てを支援します。

No.7: サロン等において、高齢者と子どもたちと二世世代交流の促進(社会福祉課)

● 社会福祉協議会において児童から高齢者まで、地域住民がともに暮らしていくための世代間交流を推進します。

No.8: 福祉施設での子どもたちと施設利用者の交流の促進(社会福祉課)

● 社会福祉協議会において木更津市民総合福祉会館にて各種イベントを行うことにより、世代を越えた交流を行います。

No.9: 母子保健計画・子ども子育て支援事業計画の推進(健康推進課、子育て支援課)

● 母子保健計画においては、第3次健康ささらづ21の計画最終評価年度(令和5年度)まで継続実施します。第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき各種事業を実施します(令和2年度から令和6年度)。

No.10: 子ども食堂の推進(自立支援課)

● 関係機関と連携し、住民主体の子ども食堂の活動を支援します。

No.11: ひとり親家庭等に対する支援の実施(子育て支援課)

● ひとり親家庭等の状況に応じて、経済的支援や制度に関する情報提供をするとともに、生活や福祉についての相談に応じます。

現状と課題

- 地区懇談会では、個人情報保護のために、支援を必要としている人がどこにいないかわからない、団体ヒアリングでは、大規模災害に備え、障がい者と家族が安心して過ごせる避難所を整備してほしいという声があり、避難時に実効性のある避難行動要支援者のネットワーク体制や福祉避難所の整備充実が求められています。
- 自然災害の増加から、地域コミュニティの重要性や日常的な近隣関係の構築の必要性が再認識されています。
- 災害対策基本法等の一部改正において、平常時から名簿を提供することについて同意を得られた避難行動要支援者について、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の関係者に名簿提供するとしています。

今後の方針**避難行動要支援者への支援体制の構築**

避難行動要支援者とは、主に、要介護高齢者、障がい者など災害時の避難行動に支援を必要とする人を指します。避難行動要支援者の本人の意向を調査・確認し、同意を得て名簿の作成を行い、その名簿を自主防災組織、自治会・町内会などへ提供し、災害時や災害時に備えた見守りなどに活用していきます。

主な取り組み

No.1:避難行動要支援者名簿の作成(障がい福祉課、介護保険課)

- 危機管理課からの依頼を受け、身体障害者手帳1、2級の在宅の方、療育手帳 A 判定以上の在宅の方、精神障害者福祉手帳1級の在宅の方、市内施設に入所している方の名簿を作成します。(障がい福祉課)
- 主に要介護高齢者、障がい者等、災害時の避難行動に支援を要する人の名簿を作成します。(介護保険課)

No.2:自主防災組織や自治会・町内会などへの名簿提供(危機管理課)

- 避難行動要支援者本人からの個人情報提供の同意を得られた方の名簿情報は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域で活動する関係者(避難支援等関係者)に提供します。

No.3:地域包括支援センター等専門機関と連携した災害時避難体制の検討(高齢者福祉課、危機管理課)

- 地域包括支援センター等専門機関と連携した災害時避難体制を検討します。

No.4:高齢者・障がい者・乳幼児などの要配慮者に配慮した避難所運営及び福祉避難所の体制整備(障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、子育て支援課、健康推進課、危機管理課)

- 地震、津波、風水等に対応する災害マニュアルを作成し、情報収集、障害者支援施設等との連絡調整の手段をはじめ、障がい福祉課の体制整備を確認する。(障がい福祉課)
- 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別な配慮がなされた福祉避難所の運営及び職員配置等の体制を整備します。(介護保険課)
- 大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき、避難所の健康管理にいたる外部との調整役としての動きをとります。(健康推進課)
- 避難所ごとに作成する運営マニュアルにおいては、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理、また、要配慮者への対応等、避難所を利用される方々の状況等に配慮したマニュアルとなるよう促します。また、現在9つの福祉事業者と福祉避難所開設に関する災害協定を結んでおり、福祉避難所の体制整備に努めます。(障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、子育て支援課、健康推進課、危機管理課)
- 出産間近、出産直後の妊産婦や新生児等、一般の避難所で生活することが困難な母子への配慮がなされた母子福祉避難所運営の体制を整備します。(子育て支援課)

No.5:市社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンター※⁹との連携(社会福祉課)

- 市社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターと連携して、被災者への支援を行います。

Ⅱ. 風とおしのよいまちを創ろう！～地域での助け合い・支え合い～

基本方針1

地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実

現状と課題

- 現代社会は、地域社会の支え合い機能が崩壊し始めていると言われています。
- 地域社会において、様々な住民活動を担う人の減少と高齢化がみられています。
- 福祉活動拠点の拡充が求められています。

今後の方針1

地域組織の運営と活性化

住民の自主的、主体的な地域福祉活動が活発に行えるように、活動の担い手の育成、拠点・財源の確保について、住民と協働して取り組みを進めるなど、活動の一層の活性化に向けて支援します。

今後の方針2

困りごと情報の収集から支援へ

地域住民が日常生活の中で困っていること、援助を求めていることの情報把握し、わかりやすく正確な情報を、必要な人が必要なときに利用できるしくみを築きます。

主な取り組み

No.1:住民による地域組織への支援(市民活動支援課)

●多様化・複雑化する地域の課題を地域のことを、もっともよく知る住民が、自治会・町内会や各種関係団体等で構成する「地区まちづくり協議会」を設立し、地域における課題等に対して地域の特性や実情に応じて主体的に取り組み、行政がその取り組みを支援します。

No.2:公民館をはじめとする公共施設の有効活用(中央公民館)

●生活課題・地域課題に向き合った学びを通して人と人とのつながりをつくります。また、その成果を地域づくりに活かすしくみづくりに取り組み、市民とともに歩む公民館活動を推進します。

No.3:空き家・空き店舗等を活用した福祉活動拠点の確保(産業振興課、福祉部内各課)

●「空き店舗活用支援事業補助金」を活用した福祉活動拠点の確保に取り組み、地域コミュニティの活性化を図ります。

No.4:サロンでの傾聴ボランティアと連携したコミュニティソーシャルワーカーによる支援(社会福祉課)

●木更津市社会福祉協議会内にコミュニティソーシャルワーカーを配置することにより、サロンでの傾聴ボランティアと連携した支援を行います。

No.5:サービス提供事業者間での援助を求めている人の情報共有体制整備(社会福祉課)

●社会福祉協議会においてサービス提供事業者間での援助を求めている人の情報を共有する体制を整備します。

No.6:認知症等高齢者見守り事業などの推進(高齢者福祉課)

●地域における高齢者の見守り体制を構築するため独居高齢者等の情報を民生委員に提供し見守りのための訪問を行います。

No.7:民生委員・児童委員、主任児童委員との連携推進(社会福祉課)

●民生委員児童委員協議会の会議等へ市の職員が出席し、情報交換を行います。

No.8:対象者横断の相談・支援窓口の設置と住民への周知(自立支援課)

●複合的な問題を多く抱える生活困窮者に対し、関連機関と連携し、早期的な支援を継続的に行っています。

基本方針2

地域の助け合い活動の推進

現状と課題

- 住民意識調査結果では、地域福祉推進のため市民が取り組むべきこととして最も多かったのは、「住民同士の助け合い意識の向上」(52.2%)でした。
- 住民意識調査結果では、日常生活が不自由になったときに地域で援助してほしいこととして、「災害時の手助け」(59.3%)が最も多く、次いで「安否確認の声かけ」(42.7%)、「買い物の手伝い」(28.1%)、「外出の支援」(18.1%)となっています。
- 住民意識調査結果では、住民相互の支え合い、助け合いとしてどのようなことができるかとの問いに、「安否確認の声かけ」(65.3%)、「災害時の手助け」(50.8%)、「ちょっとした買い物」(27.4%)などが多くみられました。

今後の方針1

地域組織による助け合い意識の啓発

地域における助け合い活動の基礎的な組織である自治会・町内会をはじめ、シニアクラブや子ども会などの地域組織の活動を通して、福祉意識の啓発や、地域での助け合いの意識の向上に努めます。また、地区社会福祉協議会における助け合い活動の推進を図ります。

今後の方針2

障がいのある人や高齢者への理解

障がいのある人や高齢で心身機能が低下した人も、その人らしく暮らしていくための環境を築いていくことを目指し、誰もが地域でともに暮らしていくための理解を広めます。

主な取り組み

No.1: 転入者に対する自治会・町内会などについての情報提供(市民活動支援課)

- 当課に問い合わせがあった場合に個別に回答するほか、市民課、住宅課窓口及び公民館にて自治会加入案内チラシを配付します。

No.2: 市社会福祉協議会を通じての地区社会福祉協議会活動の助け合い活動の推進(社会福祉課)

- 社会福祉協議会を通じての地区社会福祉協議会の活動支援を行います。

No.3: 障害者差別解消法の普及啓発(障がい福祉課)

- 障がいを理由とする差別を禁止するため、障がいについての知識や理解不足、偏見の解消に向けた啓発活動を行います。

No.4: 児童・生徒・住民への福祉学習の推進(学校教育課)

- 市立小中学校における福祉教育を通じ、今後の地域福祉推進に向けた意識の向上を図ります。

Ⅲ.「これから」を支える人を育てよう！ ～地域福祉を支える人材の育成～

基本方針1

地域福祉の担い手づくり

現状と課題

- ボランティア活動を行っている人たちをはじめとする住民による福祉活動の担い手の高齢化が指摘されています。

今後の方針1

地域福祉リーダーの発掘・育成

市民活動やNPO活動などの地域福祉の担い手となるリーダーを育成するとともに、地域に埋もれた人材の発掘を推進します。

今後の方針2

ボランティア活動の活性化と人材の育成

地域福祉活動の担い手となるボランティア団体の活性化を図るため、ボランティアリーダーの育成や、活動への参加を多くの地域住民に呼びかけます。

主な取り組み

No.1: ボランティア活動に関する情報提供や環境の整備、ボランティアセンターコーディネート人材の育成、ボランティア活動の支援(市民活動支援課)

- 市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」を活用して、市民活動に必要な施設の提供や市民活動に関する情報収集・発信・団体間の交流、ネットワーク化、NPO法人設立に向けた支援を行います。

No.2: 児童・生徒・市民への福祉学習の推進(再掲)(学校教育課)

- 市立小中学校における福祉教育を通じ、今後の地域福祉推進に向けた意識の向上を図ります。

現状と課題

- 中高年世代の生きがい対策からも、地域活動への参加が課題となっています。
- 趣味の多様化に対応した活動やコミュニティの場が求められています。

今後の方針

中高年の地域活動参加の仕組みづくり

中高年世代の住民が地域活動に参加できる仕組みづくりの構築と、高齢者が培ってきた経験を地域活動に活かすための仕組みづくりを進めます。

主な取り組み

No.1：高齢者の生きがい対策や就労支援のため、シルバー人材センターの活用（高齢者福祉課）

- 高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加ができるようにシルバー人材センターへの支援を実施します。

No.2：現役を退いた「団塊の世代」が地域活動に参加できるような環境づくり（社会福祉課）

- 社会福祉協議会において「団塊の世代」が自分のやりたい活動を見つけ、地域活動に参加できるよう地域活動についての情報の提供を行います。

基本方針3

社会福祉法人と連携した小地域活動の推進

現状と課題

- 社会福祉法改正により、社会福祉法人の地域貢献が求められています。
- 社会福祉法人の地域貢献計画(社会福祉充実計画)を広域市町村圏で承認することになります。

今後の方針

社会福祉法人の地域貢献事業との連携

社会福祉法が改正され、社会福祉法人に地域貢献することが求められました。社会福祉法人が運営する施設のある地域で、社会福祉法人と住民の福祉活動等が連携していくことを進めます。そのために、市と市社会福祉協議会と社会福祉法人の連携体制が必要となります。

主な取り組み

No.1:社会福祉法人と地区社会福祉協議会活動との連携推進(社会福祉課)

- 市内の社会福祉法人に声をかけて合同会議を開催し、法人の意向を調査したうえで、地区社協会議にて法人から協力をもらいたい事項を検討し、連携を推進します。

No.2:社会福祉法人の社会福祉充実計画承認(広域市町村圏)(社会福祉課)

- 社会福祉法第55条の2の規定により、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の承認申請を行ってもらうよう促します。

No.3:社会福祉法人と市社会福祉協議会との定期協議(社会福祉課)

- 市内の社会福祉法人に声をかけて合同会議を開催し、法人の意向を調査したうえで、定期協議を実施します。

第5章 木更津市成年後見制度利用促進計画

第1節. 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

成年後見制度^{※2}とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でない人が、財産管理や福祉サービス等の契約締結、遺産の分割協議などを行う場合に、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。

国は、成年後見制度が、他の社会福祉制度とともに判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を施行し、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

利用促進法第14条第1項には、市町村の講じる措置として、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めることとされています。

権利擁護の支援が必要な人を適切に成年後見制度に繋ぎ、本人の権利が守られる地域づくりを目指し、「木更津市成年後見制度利用促進計画」（以下「利用促進計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、利用促進法第14条第1項に基づく計画であり、体系上の上位計画である「木更津市第2次基本計画」を踏まえ、「第4期木更津市地域福祉計画」（計画期間：令和4年度から令和8年度）と連動して取り組み、「木更津市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（計画期間：令和3年度から令和5年度）、「第5次きさらづ障がい者プラン」（計画期間：令和3年度から令和5年度）など関連する各種計画との整合・連携を図りながら進めていきます。

第2節. 木更津市の現状

1. 木更津市の現状と課題

【高齢者】

木更津市の人口は、136,084 人で、そのうち65歳以上の高齢者は 38,079 人、高齢化率は28.0%となっています(令和3年9月1日現在)。本市の高齢者数は微増傾向にあり、全国的な傾向と同様に、高齢化は今後さらに進行すると見込まれています。

「木更津市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」のアンケート調査によると、成年後見制度について「知っている」が 37.4%、「知らない」が 53.8%となっています。

高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などが増加することが見込まれており、地域での繋がりが希薄化し、地域で孤立する人の増加が懸念されています。

また、近くに相談ができる人がなく、財産管理や身上保護等の支援が必要な高齢者が増加すると推測され、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるような体制の整備が必要になります。

【障がいのある人】

令和2年に実施した「第5次きさらづ障がい者プラン」のアンケート調査によると、主に介助してくれる人は「父母・祖父母・兄弟姉妹」53.4%など家族が多くを占めており、障がいのある子どもを持つ多くの親が、親亡き後を心配している現状があります。

また、障がいのある人を見守る家族等の高齢化も進んでいることから、財産管理や身上保護等の支援が必要な障がいのある人が増加することが推測されます。

なお、同アンケート調査によると、成年後見制度について、「名前も内容も知っている」が29.1%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が 25.5%、「名前も内容も知らない」が 33.9%となっています。

障がいのある人が住みなれた地域で、その人らしく暮らし続けられるような体制の整備が必要になります。

2. 現在の取り組み

本市においては、平成26年4月に木更津市社会福祉協議会が「きさらづ成年後見支援センター」を設置しました。

市は、成年後見制度利用に関する相談や制度の普及啓発活動などの事業を木更津市社会福祉協議会に委託し、現在まで実施しています。

木更津市社会福祉協議会は、成年後見制度の法人後見、日常生活自立支援事業などの事業を行うほか、市民後見人^{※6}養成講座を開催し、新たな成年後見制度の担い手となる市民後見人の養成を行っています。

第3節. 基本理念

1. 法の基本理念

利用促進法では、基本理念として次の3項が挙げられています。

- 【1】 成年後見制度の理念の尊重
- 【2】 地域の需要に対応した成年後見制度の利用促進
- 【3】 成年後見制度の利用に関する体制の整備

(成年後見制度の理念の尊重とは？)

①ノーマライゼーション※10

成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

②自己決定権の尊重

成年被後見人等の意思決定支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

③身上保護の重視

成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

※成年被後見人等とは、成年被後見人・被保佐人・被補助人の総称です。

2. 本市の基本理念

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で意思決定に支援が必要な人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、適切に成年後見制度を利用できる仕組みづくりを目指します。

第4節. 基本施策

1. 基本施策

【施策1】利用者がメリットを実感できる制度の運用

成年後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない人の意思決定支援や身上保護の面も重視する必要があります。

生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯等、制度の利用が必要な人の相談に応じて適切な情報提供ができるよう、市や木更津市社会福祉協議会、関係機関との連携が必要です。

適切にサービスに繋げるとともに、利用者がわかりやすく、使いやすい制度の運用を図ります。

また、親族後見人等への相談対応など支援の充実を図ります。

【施策2】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援が必要な人を、適切に福祉サービス等に繋げていくためには、地域の関係機関や専門職団体等とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した連携体制の構築が重要です。

権利擁護が必要な人へのアプローチやニーズの掘り起こしのほか、困難なケースへの対応は、地域の関係機関等との連携した取り組みができるように、ネットワークの構築を図ります。

なお、地域連携ネットワークにおける個人情報については、木更津市個人情報保護条例等に基づき、適正に取り扱うこととします。

【施策3】制度の理解促進と適正な運用

成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加していくことを踏まえ、地域社会において、より一層制度の理解を深めていく必要があります。

制度の理解促進のため、成年後見制度が生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの周知啓発を図ります。

地域全体に、制度の周知啓発の拡充を図ることにより、制度の理解促進へと繋がり、地域全体で支え合う制度として、適正に運用されるように取り組みます。

また、権利擁護の支援のため、市民後見人等の養成やその支援の拡充を図ります。

2. 施策の展開

施策1

利用者がメリットを実感できる制度の運用

No.1: 権利擁護に関する相談支援体制の充実

- 成年後見制度の必要な人やその家族等が安心して相談できる体制づくりをします。

No.2: 成年後見人等支援

- 成年後見人等が利用しやすい福祉サービスの情報等が載ったマニュアルを作成し、周知します。
- 成年後見人等が安心して身上保護や財産管理、家庭裁判所への報告等の職務を続けていくことができるよう、成年後見に関わる相談会を開催し、成年後見人等への支援を拡充します。

No.3: 市長申立の適正化

- 判断能力が不十分で、家族、親族等からの支援が得られない人に対して、市長が審判申立てを行う市長申立手続きを、適切かつ円滑に行い、制度利用に繋がります。

No.4: 後見人等報酬助成事業の円滑な運用

- 経済的な課題があっても安心して成年後見制度が利用できるしくみづくりをします。

施策2

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

No.1: 地域連携ネットワークの構築

- 成年後見制度の関係団体等で構成する木更津市権利擁護推進会議を活用し、制度の利用促進を総合的に推進します。

No.2: 中核機関の設置

- 成年後見制度利用促進に向けて、地域連携ネットワークづくりを段階的、計画的に実施していくために、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を担う中核機関を有効に活用します。

No.3: 支援チームづくり

- 権利擁護支援が必要な人に対し、制度の利用開始前は、地域連携ネットワークを活かし、地域で権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結びつける機能を果たします。
- 後見等開始の審判後、被後見人を中心としたチームづくりを支援します。
- チーム体制の構築にあたっては、「チーム」による支援の検証を行うとともに、「チーム」の仕組み等について検討します。

No.1:成年後見制度に関する広報、啓発活動

●制度利用が必要と思われる人を発見し支援に繋げることの重要性や、制度の活用が有効なケースを具体的に周知していくため、市民向けのパンフレットの作成・配布を行います。

No.2:権利擁護人材の育成

●地域の支え合いである、市民後見人の養成を推進します。
●成年後見制度を含む高齢者や障がいのある人の権利擁護に関する幅広い知識を備える機会を設け、成年後見制度への興味・関心の向上を図ります。

第5節. 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、木更津市が主体となり、木更津市社会福祉協議会や各関係機関との連携を図りながら推進していきます。

(1)木更津市地域福祉推進委員会

木更津市地域福祉計画の策定、進捗状況を管理します。

福祉団体の代表、市議会議員、学識経験者、市政協力員、行政機関の職員等により構成されています。

(2)木更津市権利擁護推進会議

高齢者や障がいのある人の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築のため、木更津市社会福祉協議会が設置しています。

医療、福祉、法律関係者等により構成されています。

第6章 木更津市重層的支援体制整備事業実施計画

第1節. 重層的支援体制整備事業の実施について

日本の福祉制度は、「高齢」「障がい」「児童」などの典型的な課題を想定して、その解決を目的として、制度を発展させてきました。

これによって、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、「高齢」「障がい」「児童」など、属性別・リスク別の制度が発展し、専門的支援が可能になりました。しかし、「個人・世帯が抱える生きづらさ」や「リスクの複雑化・多様化（社会的孤立・ダブルケア・8050世代）」の実情が見えてきました。これらは、どの世帯でも起こりうる、社会的リスクといえます。

これらの起こる原因・経緯は、極めて個別性が高く、「典型的な課題を想定して、その解決を目的として、制度をつくる」という、日本の社会福祉制度を発展させてきた制度の取り組み方では、対応に苦慮することがあります。

また、地縁・血縁・社縁という、日本の社会保障制度の前提となってきた3つの共同体による福祉の基盤が脆弱化しており、少子高齢化により、地域の共同体の担い手が不足してきています。

これらの課題の解決のためには、制度・分野ごとの縦割りや、支える側・支えられる側という従来の関係性を超えて、地域一人ひとりの多様性（生活の多様性）を前提としながら、「つながる」ということを根幹とした取り組みをしやすい、新たなアプローチが必要です。

いかにして、「つながり続ける」という関係性を地域において充実させていくのかの制度化を試みたのが、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業です。

本市において、複雑化した福祉のニーズに対応するため、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施することにいたしました。

第2節. 新事業について

重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、以下の新事業を実施します。

1. アウトリーチ※¹¹等による継続的支援

社会や人との関わりが困難な人などの必要な支援が届いていない人に対しては、アウトリーチ等を通じて継続的な見守り支援を行います。

2. 参加支援事業

継続的な見守り支援を通じて関係性を築く中で地域や社会との関わりに意欲が出てきた人に対し、既存の福祉サービス事業所や新たな事業所を開拓し、就労や生産活動の機会等を提供し、社会参加に向けた支援を行います。

3. 多機関協働事業

相談機関等が策定したプランの適切性を協議し、支援の方向性を決める重層的支援会議を開催します。

第3節. 計画の具体的内容について

重層的支援体制整備事業において実施する事業
(社会福祉法第106条の4第2項各号)の実施体制

【区分1】包括的相談支援事業		
実施事業	実施体制	
(1) 地域包括支援センター※ ⁴ の運営(第1号イ)	【支援対象者】65歳以上の高齢者等 【実施方式】委託： 社会福祉法人慈心会 社会福祉法人長須賀保育園 社会福祉法人千葉育美会 社会福祉法人かずさ萬燈会 株式会社GFS 【圏域】市内9圏域5か所 【支援機関】 木更津市中部地域包括支援センター(木更津西地区・木更津市東地区) 木更津市西部地域包括支援センター(岩根地区・金田地区) 木更津市南部地域包括支援センター(波岡地区・鎌足地区) 木更津市北部地域包括支援センター(中郷地区・清川地区) 木更津市富来田地域包括支援センター(富来田地区) 【業務内容】 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント 【所管課】高齢者福祉課	既存
(2) 障害者相談支援事業(第1号ロ)	【支援対象者】障がい者・障がい児等 【実施方式】委託： 社会福祉法人かずさ萬燈会 社会福祉法人みづき会 社会福祉法人のゆり会 社会福祉法人いずみ会 【圏域】木更津市全域 【支援機関】 木更津市指定相談支援事業所 ほっと 相談支援事業所 はちどり 木更津市指定相談支援事業所 ひつじぐも 相談支援事業所 晴 【業務内容】 相談支援、権利擁護 【所管課】障がい福祉課	既存
(3) 利用者支援事業(第1号ハ)	【支援対象者】子ども及びその保護者等 【実施方式】直営 【圏域】木更津市内全域 【支援機関】子育て支援課(母子保健型) 【業務内容】保健師等の専門職による妊娠期から子育て期までの母子保健等のサービス等の情報提供等 【所管課】子育て支援課	既存

(4)生活困窮者 ※1 自立相談支援事業(第1号二)	【支援対象者】 現に生活に困窮している、または将来において困窮になりうる方及びその家族等 【実施方式】 直営 【圏域】 木更津市全域 【支援機関】 自立支援課 【業務内容】 生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別計画の作成・検討・支援提供等、支援計画の評価等 【所管課】 自立支援課	既存
-------------------------------	---	----

【区分2】地域づくり支援		
実施事業	実施体制	
(1)地域介護予防活動支援事業(第3号イ)	「筋力アップ体操」サークル 【支援対象者】 木更津市民(高齢者等) 【実施方式】 グループによる実施 【圏域】 木更津市全域 【支援機関】 高齢者福祉課 【業務内容】 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援、体力測定・健康講話等 【所管課】 高齢者福祉課	既存
(2)生活支援体制整備事業(第3号ロ)	【実施方法】 木更津市社会福祉協議会 【圏域】 木更津市全域 【支援機関】 木更津市社会福祉協議会(第1層・第2層) 【業務内容】 社会資源の開発やネットワークの構築等、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進、生活支援コーディネーターと多様な主体が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場「協議体」を設置し、地域ニーズ・社会資源の把握や生活支援サービスの構築の推進 【所管課】 高齢者福祉課	既存
(3)地域活動支援センター事業(第3号ハ)	【実施方式】 委託: 社会医療法人社団さつき会 特定非営利活動法人たちばな学舎 特定非営利活動法人たぬき工房 特定非営利活動法人イチミリノコエ 特定非営利活動法人やさしねっと結 【圏域】 木更津市内全域 【支援機関】 ケアセンターさつき 地域活動支援センターⅢ型わかば 地域活動支援センターⅢ型たぬき工房 地域活動支援センターⅢ型 cube-3 地域活動支援センターⅢ型わーくす結(令和4年3月末に閉鎖) 【業務内容】 創作的活動または生産活動の機会提供等 【所管課】 障がい福祉課	既存

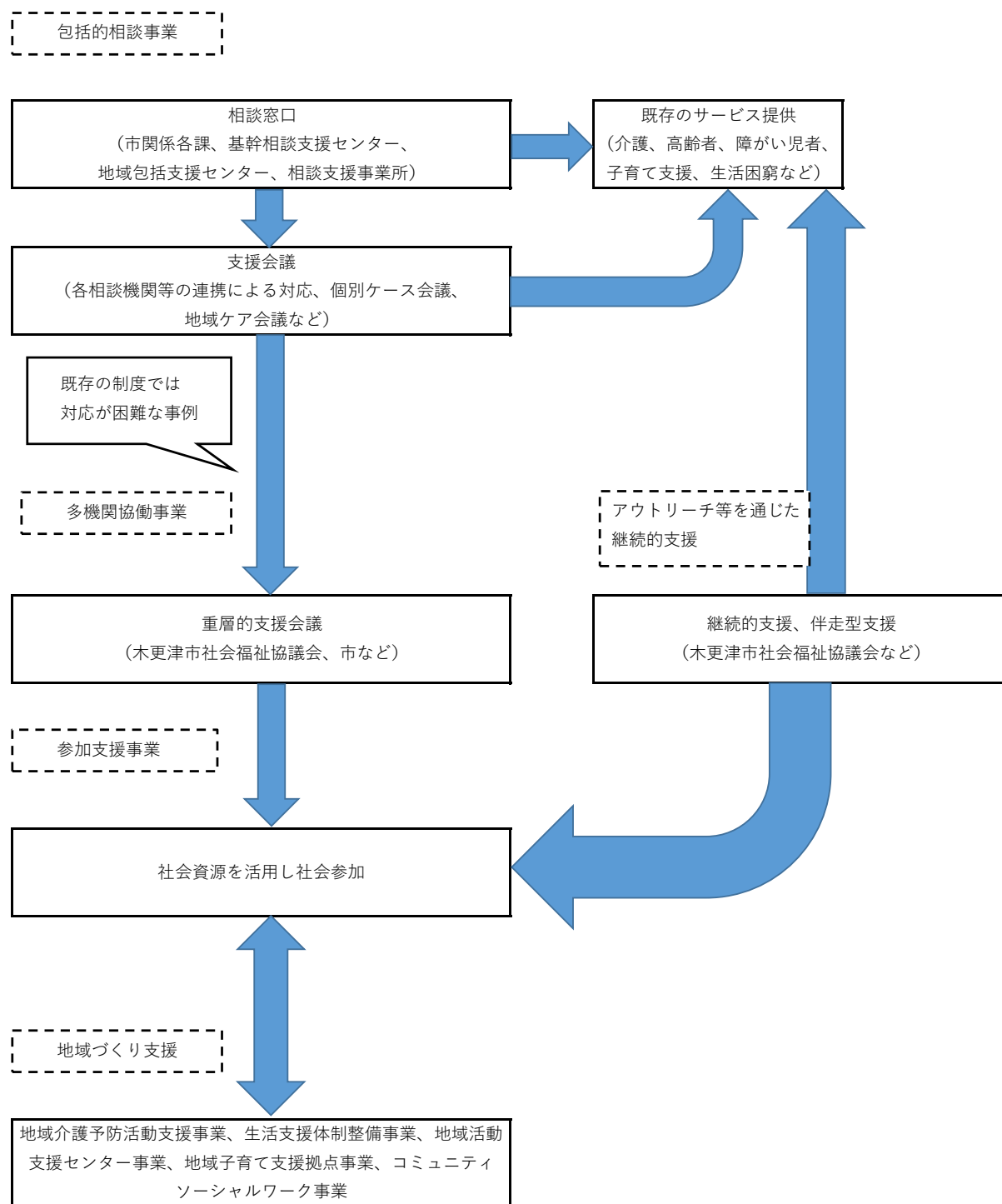
(4)地域子育て支援拠点事業(第3号二)	【実施方式】委託： 社会福祉法人木更津むつみ福祉会 社会福祉法人恵福祉会 社会福祉法人長須賀保育園 社会福祉法人木更津大正会 【圏域】木更津市全域 【支援機関】 一般型 木更津市請西子育て支援センター ふくた保育園 さとの保育園 うみまち保育園 地域子育て支援センターゆりかもめ 【業務内容】 常設の地域子育て拠点と児童福祉施設等の子育て支援施設に親子が集う場を設置し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習の実施等 【所管課】こども保育課	既存
----------------------	---	----

【区分3】参加支援事業		
実施事業	実施体制	
(1)参加支援事業(第2号)	【支援対象者】木更津市民 【実施方式】委託：木更津市社会福祉協議会 【支援機関】木更津市社会福祉協議会 【業務内容】 個別の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス事業所等の地域の社会資源を活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援の実施 【所管課】社会福祉課	新規

【区分4】アウトリーチ等を通じた継続的支援		
実施事業	実施体制	
(1)アウトリーチ等を通じた継続的支援(第4号)	【支援対象者】必要な支援が届いていない人等 【実施方式】委託：木更津市社会福祉協議会 【圏域】木更津市内全域 【支援機関】木更津市社会福祉協議会 【業務内容】長期にわたり人と社会と交流をしてこなかった方など、本人との信頼関係を築くまで時間を要する方等に対し、トータル的な見守り支援を行う。 【所管課】社会福祉課	新規

【区分5】多機関協働事業		
実施事業	実施体制	
(1)多機関協働事業(第5号・第6号)	重層的支援会議の設置 【目的】包括的相談支援事業における支援機関等で受け付け、個別ケース会議等で支援検討する中で、既存の制度では適用できない困難ケースについて、支援機関等への助言や支援の方向性を決め、また、支援機関等が作成する支援プランについての議論、アセスメントへの評価等を行う。柔軟に対応するため、必要に応じて随時開催する。 【構成メンバー】木更津市、木更津市社会福祉協議会、支援関係機関、アドバイザー委員(弁護士、司法書士、社会福祉士等) 【所管課】社会福祉課	新規

図表 40 木更津市の重層的支援体制整備事業の支援体系図



第4節. 計画の期間

本実施計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、年度ごとに実施状況を確認したうえで評価を行い、PDCAサイクルにより計画期間中の見直しも可能とします。

第7章 計画の推進について

第1節. 計画の推進体制

地域福祉計画の進行管理、推進体制については、「地域福祉推進委員会」において、委員会からの意見を伺いながら進行管理を行います。

また、計画を推進し、市全体の地域福祉を向上させるためには、市と市社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組む必要があります。このため、市と市社会福祉協議会が課題を共有し、必要に応じて委員会を設置し、意見交換を行うなど連携して進行管理を行います。

第2節. 計画の進行管理

本計画については、「計画(Plan)」「実施(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Act)」のPDCAサイクルを確立し、木更津市地域福祉推進委員会において、施策の充実や事業実施の見直しについての協議を継続的に行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

【用語の解説】

※1. 生活困窮者

生活困窮者とは、収入や資産が少なく、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなるおそれのある人のことです。

※2. 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利をまもる援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

※3. サロン・サロン活動

サロン活動とは、「地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画し、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動」として、その開催を提唱されているものを指します。高齢者、障がい者、子育て中の親など、様々なサロンが全国各地で開催されており、楽しさや生きがい、社会参加の機会が得られる場として、また、出かけるところがあることによって、生活のメリハリが生まれ、閉じこもりがちな生活の改善にも役立つとされています。

※4. 地域包括支援センター

地域包括支援センターとは、介護を必要とする人が住みなれた地域社会でその人らしい生活ができるよう、多角的なサービスを提供する地域包括ケアの具体的な推進機関のことを指します。設置の責任主体は市町村で、多様な主体に事業を委託することもでき、日常生活圏域に配置されることになっています。具体的には、地域包括ケアを進めるために、地域におけるネットワークの構築、実態把握、総合相談などを行います。このため、専門職として保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントのチームアプローチを展開しています。

※5. コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワーカーとは、福祉サービスを必要としている人を発見し、その人の自立に向けた個別支援を行いながら、その人と同様な問題を抱える人を把握・発見し、その人たちへの支援のネットワークの組織化を図り、それら福祉サービスを必要としている人を排除せず、地域に住む人の関係性を豊かに再構築するコミュニティづくりを一貫させるコミュニティソーシャルワーク機能を発揮する専門職のことを指します。

※6. 市民後見人

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、一定の研修を受け、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者を指し、利用する本人に、成

年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行います。

※7. 傾聴ボランティア

傾聴とは、相手に自由に話をしてもらい、聞き手がその話をじっくり聴くという面接の基本的な姿勢のことをいいます。傾聴ボランティアとは、高齢者や障がい者、あるいは近年では災害の被災者などの悩みや不安、寂しさなどについて、じっくり話を聞き、その悩みや不安、寂しさの軽減を図り、相手の心のケアを行う活動や人を指します。

※8. 運営適正化委員会

運営適正化委員会とは、社会福祉法第 83 条に定められている「福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保」するとともに「福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する」ために都道府県社会福祉協議会に設置される委員会のことを指します。

※9. 災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点のことを指します。近年では、被害の大きな災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ運営されています。一般的に、被災した地域の社会福祉協議会、日頃からボランティア活動に関わっている人たちと行政が協働して担うことが多いです。主な活動内容は、被災地のニーズの把握、ボランティアの受け入れ、人数調整や資機材の貸し出し、ボランティア活動の実施と振り返りなどを行います。

※10. ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、障がい者や高齢者等の社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり方法のことを指します。

※11. アウトリーチ

アウトリーチとは、生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取り組みのことを指します。

第4期木更津市地域福祉計画策定スケジュール

時 期	内 容
令和 3 年 6 月	第1回地域福祉推進委員会
令和 3 年 7 月	福祉団体等へのヒアリング
令和 3 年 7 月～8 月	アンケート調査の実施・回収・入力・集計・分析
令和 3 年 7 月～9 月	地区懇談会へのヒアリング
令和 3 年 10 月	第2回地域福祉推進委員会
令和 3 年12月	定例議会で素案説明
令和 3 年12月	第3回地域福祉推進委員会
令和 3 年12月～令和 4 年1月	意見公募の実施
令和 4 年2月	第4回地域福祉推進委員会

木更津市地域福祉推進委員会委員名簿

	委 員 構 成	氏 名	団 体 名 等
1	市議会議員(委員長)	石 井 徳 亮	教育民生常任委員会
2	学識経験者	中 村 和 人	君津木更津医師会
3	公募	松 本 優 一	一般市民
4	市政協力委員	清 水 一 太 朗	木更津市政協力員
5	福祉団体の代表	金 綱 房 雄	木更津市社会福祉協議会
6		澤 邊 賢 司	地区社会福祉協議会
7		及 川 勝 正	木更津市民生委員児童委員協議会
8		石 川 泰 子	主任児童委員
9		野 中 道 男	木更津市身体障害者福祉会
10		佐 藤 正 義	木更津市シニアクラブ連合会
11		平 野 弘 和	木更津市保育協議会
12		北 原 美 奈 子	木更津市食生活改善サポーターの会
13		石 川 恵 美 子	木更津市手をつなぐ親の会
14	その他地域福祉の推進のため必要と認められる者	柳 井 ゆ う 子	木更津市ケアマネジメント研究会
15		永 野 昭	木更津商工会議所
16	関係行政機関の職員	篠 崎 久 美	千葉県君津健康福祉センター
17		小 熊 良	千葉県君津児童相談所
18	市の職員(副委員長)	鈴 木 賀 津 也	木更津市

附属機関設置条例

昭和34年9月28日条例第28号

附属機関設置条例

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(附属機関の定義)

第2条 附属機関とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

(設置及び組織)

第3条 本市は、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第4条 会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 委員は市長が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の運営等)

第7条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

(規則への委任)

第8条 別に規則で定めるところにより、附属機関に専門委員及び部会を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

(市長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則 (略)

別表(第3条)

附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木更津市地域福祉推進委員会	木更津市地域福祉計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申又は建議すること	委員長 副委員長 委員	1 市議会議員 2 学識経験者 3 公募 4 市政協力員 5 福祉関係団体の代表 6 関係行政機関の職員 7 市の職員 8 その他地域福祉の推進のため必要と認められる者	20人以内	2年
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第4期木更津市地域福祉計画

令和4年3月

木更津市

〒292-8501 千葉県木更津市朝日 3-10-19
(福祉部社会福祉課)

電 話 0438-23-8543

F A X 0438-25-1213
